明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一三）　二
○食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一四）　三
○農業振興地域の整備に関する法律施行令等の一部を改正する政令（一五）　三
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（一六）　三

〔府　令〕
○銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府二）　四
○指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同三）　四
○猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同四）　四

〔省　令〕
○食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（農林水産一）　四

〔規　則〕
○猟銃の口径の長さの特例に関する規則の一部を改正する規則（国家公安委一）　六

〔告　示〕
○農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十六条の二第三項第六号の規定に基づき、農業経営発展計画の適正かつ効果的な実施を確保するために必要なものとして農林水産大臣が定める基準を定める件（農林水産一七六）　六

〔官庁報告〕
国家試験
二千二十五年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）公告（人事院）　六
二千二十五年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）公告（同）　六

〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　六
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、企業年金基金合併、日本弁護士連合会公示送達関係　六
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、公示送達関係　六
会社その他
会社決算公告　一〇三

本号で公布された法令のあらまし

◇銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一三号）（警察庁）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四八号）の施行期日は、令和七年三月一日とすることとした。

◇食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一四号）（農林水産省）

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第六二号）の施行期日は、令和七年四月一日とすることとした。

◇農業振興地域の整備に関する法律施行令等の一部を改正する政令（政令第一五号）（農林水産省）

一　農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正関係

資料の提出を求める除外目的変更に係る農業振興地域整備計画の変更に関する協議に係る土地の規模を五ヘクタールとすることとした。（第一条関係）

二　関係政令の整備関係

農地法施行令及び農業経営基盤強化促進法施行令について、所要の改正を行うこととした。（第二条及び第三条関係）

三　施行期日

この政令は、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行するものとすることとした。（附則関係）

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一六号）（厚生労働省）

1　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五六条の三第二項の政令で定める法人として国立大学法人長崎大学を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月二十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第十三号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年三月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月二十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第十四号

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年四月一日とする。

農林水産大臣　江藤　拓

内閣総理大臣　石破　茂

農業振興地域の整備に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月二十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第十五号

農業振興地域の整備に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十二号）の施行に伴い、並びに農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第五条の二第一項第二号及び第十五条の二第十項、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第二項ただし書及び第四条第十一項並びに農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条第二項の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第五項第二号ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正）

第一条　農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（資料の提出を求める除外目的変更に係る農業振興地域整備計画の変更に関する協議に係る土地の規模）

第二条の二　法第五条の二第一項第二号の政令で定める規模は、五ヘクタールとする。

第十三条の三第二項第一号中「市町村」の下に「の農用地区域内」を加える。

（農地法施行令の一部改正）

第二条　農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「数」の下に「及び配置の状況、法その他の農業に関する法令の遵守の状況」を加える。

第九条第二項第一号中「市町村」の下に「の農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域の区域内」を加える。

第二十条中「第五十一条第三項第二号」を「第五十一条第四項第二号」に改める。

第三十三条第三号中「第三項」を「第四項」に改める。

（農業経営基盤強化促進法施行令の一部改正）

第三条　農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「数」の下に「及び配置の状況、同法その他の農業に関する法令の遵守の状況」を加える。

附　則

この政令は、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

農林水産大臣　江藤　拓

内閣総理大臣　石破　茂

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月二十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第十六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十六条の三第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「（特定一種病原体等及び特定一種病原体等の所持に係る法人）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第五十六条の三第二項の政令で定める法人は、国立大学法人長崎大学とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂

府　令

○内閣府令第二号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年一月二十四日

内閣総理大臣　石破　茂

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（［　］で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金属性弾丸の運動エネルギーの値の測定の方法） **第二条**　［1］　法第二条第一項第一号又は第三号の内閣府令で定める金属性弾丸の運動エネルギー（単位は、ジュールとする。以下同じ。）の値の測定は、次に掲げるものに基づき算出することにより行うものとする。 一　水平方向に発射された金属性弾丸が弾道の上における銃口から水平距離でそれぞれ〇・七五メートルの点と一・二五メートルの点との間を移動する速さを、室内においてその温度が二十度から三十五度までのものである場合に測定したときにおける測定値 二　金属性弾丸の質量の測定値 2　法第二条第一項第二号の内閣府令で定める金属性弾丸の運動エネルギーの値の測定は、次に掲げるものに基づき算出することにより行うものとする。 一　水平方向に発射された金属性弾丸が弾道の上における銃口から水平距離でそれぞれ〇・七五メートルの点と一・二五メートルの点との間を移動する速さを測定したときにおける測定値 二　金属性弾丸の質量の測定値	（弾丸の運動エネルギーの値の測定の方法） **第二条**　［項を加える。］ ［1］　法第二条第一項又は第二十一条の三第一項の内閣府令で定める弾丸の運動エネルギー（単位は、ジュールとする。以下同じ。）の値の測定は、次に掲げるものに基づき算出することにより行うものとする。 一　水平方向に発射された弾丸が弾道の上における銃口から水平距離でそれぞれ〇・七五メートルの点と一・二五メートルの点との間を移動する速さを、室内においてその温度が二十度から三十五度までのものである場合に測定したときにおける測定値 二　弾丸の質量の測定値

（人の生命に危険を及ぼし得る金属性弾丸の運動エネルギーの値）

第三条　金属性弾丸の運動エネルギーにつき法第二条第一項各号の内閣府令で定める値は、金属性弾丸を発射する方向に垂直な当該金属性弾丸の断面の面積（単位は、平方センチメートルとする。第九十九条において同じ。）のうち最大のものに二十を乗じた値とする。

（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）

第十九条　令第十二条第二項第二号及び第三十四条第一項第三号の内閣府令で定める実包又は金属性弾丸の数は、六発（ライフル銃（腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えないライフル銃であつて、ライフル実包を発射する機能を有しないものを除く。次項第一号イにおいて「ライフル実包発射ライフル銃等」という。）以外の猟銃（次項第一号ロにおいて「散弾銃等」という。）にあつては、三発）とする。

２　令第十二条第二項第三号及び第三十四条第一項第四号の内閣府令で定める口径の長さは、次に掲げるとおりとする。ただし、専らとど、熊その他大きさがこれらに類する獣類の捕獲又は殺傷の用途に供する猟銃の口径の長さは、国家公安委員会規則で定める。

一　猟銃

イ　ライフル実包発射ライフル銃等　十・五ミリメートル

ロ　散弾銃等　十二番

二　［略］

［３・４　略］

（帳簿）

第八十七条　法第十条の五の二の内閣府令で定める事項は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。

一　実包を製造した場合　製造した実包の種類（ライフル実包以外の実包にあつては、単弾又は散弾の別を含む。以下この項において同じ。）及び数量並びに製造した年月日

［二～五　略］

六　実包を消費した場合　消費した実包の種類及び数量、消費した年月日及び場所並びに消費のために使用した猟銃の所持の許可に係る許可番号その他の当該猟銃を特定するに足りる事項

七　［略］

［２・３　略］

（弾丸の運動エネルギーの値の測定の方法）

第九十八条の二　法第二十一条の三第一項の内閣府令で定める弾丸の運動エネルギーの値の測定は、次に掲げるものに基づき算出することにより行うものとする。

一　水平方向に発射された弾丸が弾道の上における銃口から水平距離でそれぞれ〇・七五メートルの点と一・二五メートルの点との間を移動する速さを、室内においてその温度が二十度から三十五度までのものである場合に測定したときにおける測定値

二　弾丸の質量の測定値

（人の生命に危険を及ぼし得る弾丸の運動エネルギーの値）

第三条　弾丸の運動エネルギーにつき法第二条第一項の内閣府令で定める値は、弾丸を発射する方向に垂直な当該弾丸の断面の面積（単位は、平方センチメートルとする。第九十九条において同じ。）のうち最大のものに二十を乗じた値とする。

（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）

第十九条　令第十二条第二項第二号及び第三十四条第一項第三号の内閣府令で定める実包又は金属性弾丸の数は、六発（ライフル銃以外の猟銃にあつては、三発）とする。

２　［同上］

一　［同上］

イ　ライフル銃　十・五ミリメートル

ロ　ライフル銃以外の猟銃　十二番

二　［同上］

［３・４　同上］

（帳簿）

第八十七条　［同上］

一　実包を製造した場合　製造した実包の種類及び数量並びに製造した年月日

［二～五　同上］

六　実包を消費した場合　消費した実包の種類及び数量並びに消費した年月日及び場所

七　［同上］

［２・３　同上］

［条を加える。］

（裏）

	期間	銃種等	処理結果
猟銃等又はクロスボウ所持歴	年　月から 年　月まで		
	年　月から 年　月まで		
	年　月から 年　月まで		
	年　月から 年　月まで		
	年　月から 年　月まで		

		年　月	犯歴の内容
犯歴	有・無		

銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項第３号に係る病気、同項第４号に係る中毒又は同項第５号に係る能力の欠如若しくは著しい低下に関する治療を受けたことがありますか。	有・無

備考　１　過去にこの様式の経歴書を添付して許可等の申請をした者にあつては、当該申請時以前の経歴は記載することを要しない。
２　職歴欄には、直前10年間の職歴を記載すること。
３　住所歴欄には、直前10年間の住所歴を記載すること。
４　猟銃等又はクロスボウ所持歴欄には、取消しを受けた、又は自主返納若しくは譲渡した許可に係る猟銃若しくは空気銃又はクロスボウについて記載すること。
５　猟銃等又はクロスボウ所持歴欄中期間欄には、最初の許可年月日及び失効又は取消しの年月日、銃種等欄には、ライフル銃・散弾銃・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃・空気銃・クロスボウの別、処理結果欄には、失効又は取消しの別及び失効の場合にあつてはその理由を記載すること。
６　犯歴欄には、罰金以上の刑が定められた罪に当たる違法な行為について記載すること。
７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別表第２の別記様式

（表）

経　歴　書

年　月　日

申請人氏名

	期間	勤務先・職務内容
職歴	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	

	期間	住所
住所歴	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	

（裏）

	期間	銃種等	処理結果
猟銃等又はクロスボウ所持歴	年　月から 年　月まで		
	年　月から 年　月まで		
	年　月から 年　月まで		
	年　月から 年　月まで		
	年　月から 年　月まで		

	年　月	犯歴の内容
犯歴		

銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項第３号に係る病気、同項第４号に係る中毒又は同項第５号に係る能力の欠如若しくは著しい低下に関する治療を受けたことがありますか。	有・無

備考　１　過去にこの様式の経歴書を添付して許可等の申請をした者にあつては、当該申請時以前の経歴は記載することを要しない。
２　職歴欄には、直前10年間の職歴を記載すること。
３　住所歴欄には、直前10年間の住所歴を記載すること。
４　猟銃等又はクロスボウ所持歴欄には、取消しを受けた、又は自主返納若しくは譲渡した許可に係る猟銃若しくは空気銃又はクロスボウについて記載すること。
５　猟銃等又はクロスボウ所持歴欄中期間欄には、最初の許可年月日及び失効又は取消しの年月日、銃種等欄には、ライフル銃・散弾銃・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃・空気銃・クロスボウの別、処理結果欄には、失効又は取消しの別及び失効の場合にあつてはその理由を記載すること。
６　犯歴欄には、罰金以上の刑が定められた罪に当たる違法な行為について記載すること。
７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別表第２の別記様式

（表）

経　歴　書

年　月　日

申請人氏名

	期間	勤務先・職務内容
職歴	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	

	期間	住所
住所歴	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	
	年　月から 年　月まで	

備考　１　届出人の住所及び電話番号には、届出人が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第４条第１項第２号又は第２号の２の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称、所在地及び電話番号を記載すること。

２　届出の種別欄において、追加とは、使用させようとする銃砲又はクロスボウについて既に人命救助等に従事する者を届け出ている場合において、さらにその銃砲又はクロスボウを使用させようとする者を追加することをいい、削除とは、届出に係る者が届出人の監督の下に人命救助等に従事する者でなくなった場合においてその者を削除することをいう。

３　クロスボウに係る届出の場合は、種類欄にはクロスボウと記載し、型式欄には片手持ち又は両手持ちの別及び滑車あり又は滑車なしの別を記載すること。

４　届出人との関係欄には、使用人、組員、班員等の別を記載し、届出人の監督の下に人命救助等に従事する者であることを明らかにすること。

５　第５条第３項の規定により準用する第６条第３項及び第４項の規定による記載事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。

６　備考欄には、添付する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日その他必要な事項を記載すること。

７　不用の文字は、横線で消すこと。

８　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第２号（第５条関係）

人命救助等に従事する者届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第３条第２項の規定により、人命救助等に従事する者を次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

公安委員会殿

届出人　住　　所
電話番号
氏　　名

届出の種別		新規、記載事項変更（追加、削除、その他）
使用させようとする銃砲又はクロスボウ	所持許可証の番号	
	種類	
	型式	
	番号	
人命救助等に従事する者	氏名	
	生年月日	届出人との関係
	氏名	
	生年月日	届出人との関係
	氏名	
	生年月日	届出人との関係
	氏名	
	生年月日	届出人との関係
	氏名	
	生年月日	届出人との関係
	氏名	
	生年月日	届出人との関係
	氏名	
	生年月日	届出人との関係
	氏名	
	生年月日	届出人との関係
	氏名	
	生年月日	届出人との関係
備考		

備考　１　届出人の住所及び電話番号には、届出人が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第４条第１項第２号又は第２号の２の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称、所在地及び電話番号を記載すること。

２　届出の種別欄において、追加とは、使用させようとする銃砲又はクロスボウについて既に人命救助等に従事する者を届け出ている場合において、さらにその銃砲又はクロスボウを使用させようとする者を追加することをいい、削除とは、届出に係る者が届出人の監督の下に人命救助等に従事する者でなくなった場合においてその者を削除することをいう。

３　クロスボウに係る届出の場合は、種類欄にはクロスボウと記載し、型式欄には片手持ち又は両手持ちの別及び滑車あり又は滑車なしの別を記載すること。

４　届出人との関係欄には、使用人、組員、班員等の別を記載し、届出人の監督の下に人命救助等に従事する者であることを明らかにすること。

５　第５条第３項の規定により準用する第６条第３項及び第４項の規定による記載事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。

６　備考欄には、添付する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日その他必要な事項を記載すること。

７　不用の文字は、横線で消すこと。

８　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第２号（第５条関係）

人命救助等に従事する者届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第３条第２項の規定により、人命救助等に従事する者を次のとおり届け出ます。

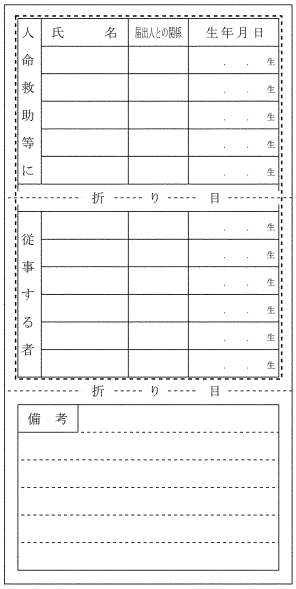
年　　月　　日

公安委員会殿

届出人　住　　所
電話番号
氏　　名

届出の種別		新規、記載事項変更（追加、削除、その他）
使用させようとする銃砲又はクロスボウ	所持許可証の番号	
	種類	
	型式	
	番号	
人命救助等に従事する者	氏名	
	生年月日	
	届出人との関係	
	氏名	
	生年月日	
	届出人との関係	
	氏名	
	生年月日	
	届出人との関係	
	氏名	
	生年月日	
	届出人との関係	
	氏名	
	生年月日	
	届出人との関係	
	氏名	
	生年月日	
	届出人との関係	
	氏名	
	生年月日	
	届出人との関係	
備考		

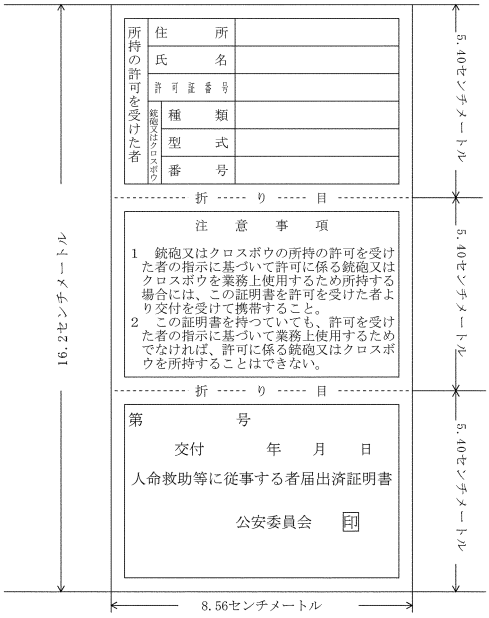
（裏）



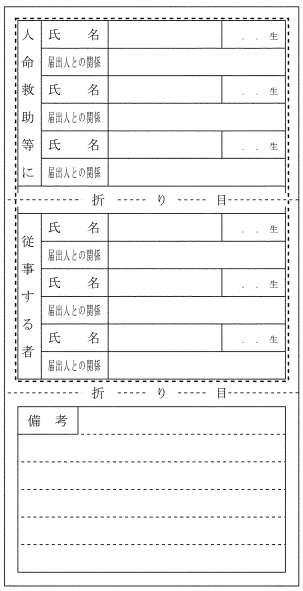
備考　所持の許可を受けた者の住所欄には、その所持許可を受けた者が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第４条第１項第２号又は第２号の２の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称及びその所在地を記載すること。

第３号（第５条関係）

（表）



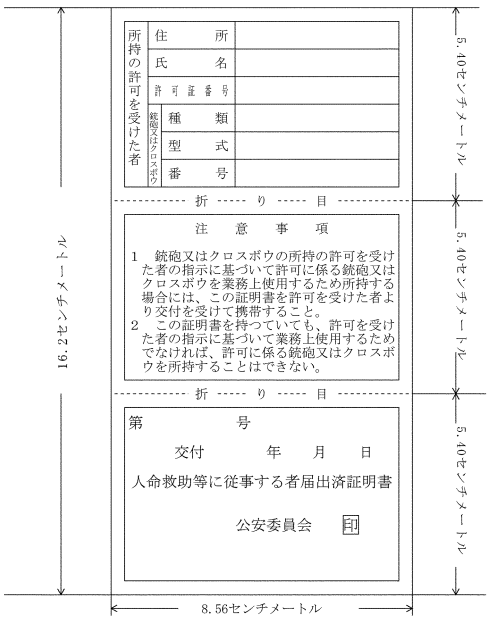
（裏）



備考　所持の許可を受けた者の住所欄には、その所持許可を受けた者が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第４条第１項第２号又は第２号の２の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称及びその所在地を記載すること。

第３号（第５条関係）

（表）



（裏）

同居人	□　無 □　有（　　人）
欠格事由	□　私は、法第５条第１項第２号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 （猟銃の許可申請者のみ回答） □　私は、法第５条の２第２項第２号又は第３号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。
省略した書類	添付を省略した書類 □同居親族書（　　年　　月　　日　　公安委員会提出） □市町村の長の証明書（　　年　　月　　日　　公安委員会提出） □住民票の写し（　　年　　月　　日　　公安委員会提出） □経歴書（　　年　　月　　日　　公安委員会提出） □その他（　　）

備考　１　申請人が法第４条第５項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
２　申請件数欄には、今回求める許可の件数を記載し、別紙に申請に係る銃砲について記載すること。
３　猟銃・空気銃所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
４　同居人の欄には、その有無の該当する方の□内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
５　欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
６　省略した書類欄には、添付書類を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第６号（第９条関係）

（表）

銃砲所持許可申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第　　条第　　項の規定による銃砲の所持の許可を次のとおり申請します。

年　　月　　日

公安委員会殿

申請人	本籍	
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　　月　　日（　　歳）
	電話番号	
申請件数		件　※申請に係る銃砲欄（別紙）を作成すること。

関係証明書等	交付年月日	番号	交付者
猟銃・空気銃所持許可証			
猟銃等講習会の講習修了証明書			
技能検定合格証明書			
技能講習修了証明書			
教習修了証明書			

（裏）

同居人	□　無 □　有（　　人）
欠格事由	□　私は、法第５条第１項第２号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 （猟銃の許可申請者のみ回答） □　私は、法第５条の２第２項第２号又は第３号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。
省略した書類	添付を省略した書類 □同居親族書（　　年　　月　　日　　公安委員会提出） □市町村の長の証明書（　　年　　月　　日　　公安委員会提出） □住民票の写し（　　年　　月　　日　　公安委員会提出） □経歴書（　　年　　月　　日　　公安委員会提出） □その他（　　）

備考　１　申請人が法第４条第５項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
２　申請件数欄には、今回求める許可の件数を記載し、別紙に申請に係る銃砲について記載すること。
３　猟銃・空気銃所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
４　同居人の欄には、その有無の該当する方の□内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
５　欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
６　省略した書類欄には、添付書類を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第６号（第９条関係）

（表）

銃砲所持許可申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第　　条第　　項の規定による銃砲の所持の許可を次のとおり申請します。

年　　月　　日

公安委員会殿

申請人	本籍	
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年　　月　　日（　　歳）
	電話番号	
申請件数		件　※申請に係る銃砲欄（別紙）を作成すること。

関係証明書等	交付年月日	番号	交付者
猟銃・空気銃所持許可証			
猟銃等講習会の講習修了証明書			
技能検定合格証明書			
技能講習修了証明書			
教習修了証明書			

（裏）

備考　１　所持の許可を求める銃砲ごとに作成すること。
２　申請時において銃砲欄（種類欄及び替え銃身の種類欄を除く。）又は所持しようとする銃砲の現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。
３　内容が譲渡等承諾書と同一の場合は、譲渡等承諾書のとおりとある□内にレ印を記入すること。
４　銃砲の種類欄には、拳銃、空気拳銃、ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃、空気銃、電磁石銃、麻酔銃、と殺銃、救命索発射銃、救命用信号銃、運動競技用信号銃、捕鯨用標識銃、捕鯨砲、もり銃、建設用びよう打銃、建設用鋼索発射銃、鉱さい破砕銃等の別を記載すること。
５　型式欄には、拳銃にあつては単発式、回転弾倉式、自動装填式等の別を、ライフル銃、散弾銃並びにライフル銃及び散弾銃以外の猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気拳銃及び空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
６　モデル名等の欄には、そのモデル名を記載し、モデル名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
７　公称口（番）径欄の実測口径（銃口先端の内径について測定した長さ）は、公称口（番）径が不明なものに限り記載すること。
８　銃腔内腔旋割合欄には、腔旋を有する部分が銃腔の長さに占める割合に該当する事項の□内にレ印を記入すること。
　なお、ライフル銃以外の銃砲については、記載することを要しない。
９　特徴欄には、銃床の折畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
10　替え銃身欄には、替え銃身ごとにその種類、口径、銃腔内腔旋割合、銃身長及び適合実（空）包を４、７、８、13及び15により記載すること。
11　銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部（機関部と分離できない構造のものに限る。）に打刻されている番号を記載すること。
12　銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
13　銃身長欄には、銃口の先端面から包底面（空気拳銃及び空気銃にあつては、弾丸装填孔の後端面）までの長さ（回転弾倉式のものにあつては、弾倉の部分の長さを除く。）を記載すること。
　なお、産業用銃砲等で銃身長の測定が困難なものについては、記載することを要しない。
14　弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型（着脱式又は固定式）、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
15　適合実（空）包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。
16　用途欄には、該当する事項の□内にレ印を記入すること。
　なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、回転炉内の異常焼塊の除去等その具体的な用途を括弧内に記載すること。
17　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙

（表）

／　件

銃砲	□譲渡等承諾書のとおり			
	種類			
	型式		銃番号	
	メーカー名		銃の全長	センチメートル
	モデル名等		銃身長	センチメートル
	公称口（番）径		弾倉型式及び充填可能弾数	
	（実測口径）	（　ミリメートル）	適合実（空）包	
	銃腔内腔旋割合	□1/5以上1/2以下　□1/2超		
	特徴			
	替え銃身	種類	銃身長	センチメートル
		公称口（番）径（実測口径）	（　ミリメートル）	適合実（空）包	
		銃腔内腔旋割合	□1/5以上1/2以下　□1/2超	
用途	法第４条第１項に規定する用途			
	第１号	□狩猟	□有害鳥獣駆除	□標的射撃
	第２号	□人命救助	□動物麻酔	□と殺	□漁業	□建設業
		□その他の産業の用途（　）		
	□第３号	□第４号	□第５号	□第5号の2	□第８号	□第９号	□第10号
	□法第６条第１項に規定する用途			
現所有者	□譲渡等承諾書のとおり			
	住所			
	氏名			
	電話番号			

（裏）

備考　１　所持の許可を求める銃砲ごとに作成すること。
２　申請時において銃砲欄（種類欄を除く。）又は所持しようとする銃砲の現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。
３　内容が譲渡等承諾書と同一の場合は、譲渡等承諾書のとおりとある□内にレ印を記入すること。
４　銃砲の種類欄には、拳銃、空気拳銃、ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃、空気銃、麻酔銃、と殺銃、救命索発射銃、救命用信号銃、運動競技用信号銃、捕鯨用標識銃、捕鯨砲、もり銃、建設用びよう打銃、建設用鋼索発射銃、鉱さい破砕銃等の別を記載すること。
５　型式欄には、拳銃にあつては単発式、回転弾倉式、自動装填式等の別を、ライフル銃、散弾銃並びにライフル銃及び散弾銃以外の猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気拳銃及び空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
６　商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
７　公称口（番）径欄の実測口径（銃口先端の内径について測定した長さ）は、公称口（番）径が不明なものに限り記載すること。
８　特徴欄には、銃床の折り畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
９　銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部（機関部と分離できない構造のものに限る。）に打刻されている番号を記載すること。
10　銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
11　銃身長欄には、銃口の先端面から包底面（空気拳銃及び空気銃にあつては、弾丸装填孔の後端面）までの長さ（回転弾倉式のものにあつては、弾倉の部分の長さを除く。）を記載すること。
　なお、産業用銃砲等で銃身長の測定が困難なものについては、記載をすることを要しない。
12　弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型（着脱式又は固定式）、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
13　適合実（空）包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。
14　替え銃身欄には、替え銃身ごとにその口径及び銃身長を７及び11により記載すること。
15　用途欄には、該当する事項の□内にレ印を記入すること。
　なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、回転炉内の異常焼塊の除去等その具体的な用途を括弧内に記載すること。
16　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙

（表）

／　件

銃砲	□譲渡等承諾書のとおり			
	種類		銃番号	
	型式		銃の全長	センチメートル
	商品名等		銃身長	センチメートル
	公称口（番）径	ミリメートル インチ番	弾倉型式及び充填可能弾数	
	（実測口径）	（　ミリメートル）	適合実（空）包	
	特徴		替え銃身	
用途	法第４条第１項に規定する用途			
	第１号	□狩猟	□有害鳥獣駆除	□標的射撃
	第２号	□人命救助	□動物麻酔	□と殺	□漁業	□建設業
		□その他の産業の用途（　）		
	□第３号	□第４号	□第５号	□第5号の2	□第８号	□第９号	□第10号
	□法第６条第１項に規定する用途			
現所有者	□譲渡等承諾書のとおり			
	住所			
	氏名			
	電話番号			

（裏）

同居人	□　無 □　有（　　人）
欠格事由	□　私は、法第５条第１項第２号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。
省略した書類	添付を省略した書類 □同居親族書（　　年　　月　　日　　公安委員会提出） □市町村の長の証明書（　　年　　月　　日　　公安委員会提出） □住民票の写し（　　年　　月　　日　　公安委員会提出） □経歴書（　　年　　月　　日　　公安委員会提出） □その他（　　）

備考　１　申請人が法第４条第５項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
２　申請件数欄には、今回求める許可の件数を記載し、別紙に申請に係るクロスボウについて記載すること。
３　クロスボウ所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
４　同居人の欄には、その有無の該当する方の□内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
５　欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
６　省略した書類欄には、添付書類を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第６号の２（第９条関係）

（表）

クロスボウ所持許可申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第　　条第　　項の規定によるクロスボウの所持の許可を次のとおり申請します。

年　　月　　日

公安委員会殿

申請人	本籍			
	住所			
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年　　月　　日（　　歳）		
	電話番号			
申請件数		件　※申請に係るクロスボウ欄（別紙）を作成すること。		
関係証明書等		交付年月日	番号	交付者
クロスボウ所持許可証				
クロスボウ講習会の講習修了証明書				

（裏）

同居人	□　無 □　有（　　人）
欠格事由	□　私は、法第５条第１項第２号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。
省略した書類	添付を省略した書類 □同居親族書（　　年　　月　　日　　公安委員会提出） □市町村の長の証明書（　　年　　月　　日　　公安委員会提出） □住民票の写し（　　年　　月　　日　　公安委員会提出） □経歴書（　　年　　月　　日　　公安委員会提出） □その他（　　）

備考　１　申請人が法第４条第５項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
２　申請件数欄には、今回求める許可の件数を記載し、別紙に申請に係るクロスボウについて記載すること。
３　クロスボウ所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
４　同居人の欄には、その有無の該当する方の□内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
５　欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
６　省略した書類欄には、添付書類を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第６号の２（第９条関係）

（表）

クロスボウ所持許可申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第　　条第　　項の規定によるクロスボウの所持の許可を次のとおり申請します。

年　　月　　日

公安委員会殿

申請人	本籍			
	住所			
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年　　月　　日（　　歳）		
	電話番号			
申請件数		件　※申請に係るクロスボウ欄（別紙）を作成すること。		
関係証明書等		交付年月日	番号	交付者
クロスボウ所持許可証				
クロスボウ講習会の講習修了証明書				

別紙

（表）

／　件

クロスボウ	□譲渡等承諾書のとおり			
	型式		クロスボウ番号	
	メーカー名		クロスボウの全長	センチメートル
	モデル名		クロスボウの全幅	センチメートル
	特徴			
用途	法第４条第１項に規定する用途			
	第１号	□狩猟	□有害鳥獣駆除	□標的射撃
	第2号の2	□動物麻酔	□漁業	
		□その他の産業の用途（　）		
	□第３号	□第５号の３	□第８号	□第９号	□第10号
	□法第６条第１項に規定する用途			
現所有者	□譲渡等承諾書のとおり			
	住所			
	氏名			
	電話番号			

（裏）

備考　１　所持の許可を求めるクロスボウごとに作成すること。
２　申請時においてクロスボウ欄又は所持しようとするクロスボウの現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。
３　内容が譲渡等承諾書と同一の場合は、譲渡等承諾書のとおりとある□内にレ印を記入すること。
４　型式欄には、片手持ち又は両手持ちの別及び滑車あり又は滑車なしの別を記載すること。
５　特徴欄には、そのクロスボウを特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡、塗色等について記載すること。
６　クロスボウ番号欄には、クロスボウに付されている固有の番号又は記号を記載すること。ただし、クロスボウに固有の番号又は記号が付されていない場合にあつては、当該欄は記載することを要しない。
７　クロスボウの全長欄には、弦を引いていない状態における弦と直角の方向のクロスボウの長さを記載すること。
８　クロスボウの全幅欄には、弦を引いていない状態における弦に平行な方向のクロスボウの長さを記載すること。
９　用途欄には、該当する事項の□内にレ印を記入すること。
　なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、その具体的な用途を括弧内に記載すること。
10　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙

（表）

／　件

クロスボウ	□譲渡等承諾書のとおり			
	型式		クロスボウ番号	
	商品名		クロスボウの全長	センチメートル
	特徴		クロスボウの全幅	センチメートル
用途	法第４条第１項に規定する用途			
	第１号	□狩猟	□有害鳥獣駆除	□標的射撃
	第2号の2	□動物麻酔	□漁業	
		□その他の産業の用途（　）		
	□第３号	□第５号の３	□第８号	□第９号	□第10号
	□法第６条第１項に規定する用途			
現所有者	□譲渡等承諾書のとおり			
	住所			
	氏名			
	電話番号			

（裏）

備考　１　所持の許可を求めるクロスボウごとに作成すること。
２　申請時においてクロスボウ欄又は所持しようとするクロスボウの現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。
３　内容が譲渡等承諾書と同一の場合は、譲渡等承諾書のとおりとある□内にレ印を記入すること。
４　型式欄には、片手持ち又は両手持ちの別及び滑車あり又は滑車なしの別を記載すること。
５　特徴欄には、そのクロスボウを特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡、塗色等について記載すること。
６　クロスボウ番号欄には、クロスボウに付されている固有の番号又は記号を記載すること。ただし、クロスボウに固有の番号又は記号が付されていない場合にあつては、当該欄は記載することを要しない。
７　クロスボウの全長欄には、弦を引いていない状態における弦と直角の方向のクロスボウの長さを記載すること。
８　クロスボウの全幅欄には、弦を引いていない状態における弦に平行な方向のクロスボウの長さを記載すること。
９　用途欄には、該当する事項の□内にレ印を記入すること。
　なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、その具体的な用途を括弧内に記載すること。
10　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

備考　１　譲渡（貸付）物件欄には、別記様式第６号及び第６号の２の別紙並びに第７号の備考の例により記載すること。
２　譲渡（貸付）人の住所、電話番号及び氏名については、譲渡（貸付）人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事業場の所在地、電話番号、名称及び代表者の氏名を記載すること。
３　不用の文字は、横線で消すこと。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第12号（第11条、第17条関係）

／　件

譲　渡　等　承　諾　書

譲受（借受）人	住所				
	ふりがな				
	氏名				
	生年月日	年　月　日			
譲渡（貸付）物件	銃砲	種類			
		型式		銃番号	
		メーカー名		銃の全長	センチメートル
		モデル名等		銃身長	センチメートル
		公称口(番)径		弾倉型式及び充填可能弾数	
		（実測口径）	（　ミリメートル）	適合実（空）包	
		銃腔内腔旋割合	□1/5以上1/2以下　□1/2超		
		特徴			
		替え銃身	種類	銃身長	センチメートル
			公称口（番）径（実測口径）	（　ミリメートル）	適合実（空）包	
			銃腔内腔旋割合	□1/5以上1/2以下　□1/2超	
	クロスボウ	型式		クロスボウ番号	
		メーカー名		クロスボウの全長	センチメートル
		モデル名		クロスボウの全幅	センチメートル
		特徴			
	刀剣類	種類		製作者（銘）	
		刃渡り	センチメートル	特徴	
譲渡（貸付）人が当該銃砲等又は刀剣類について受けている所持の許可	許可番号				
	許可年月日等	年　月　日			
	有効期間等	年の誕生日まで 譲渡（貸付）人の生年月日　年　月　日			

上記のとおり譲渡し／貸付けを承諾します。

年　月　日

譲渡（貸付）人
住　所
電話番号
氏　名

第12号（第11条、第17条関係）

／　件

譲　渡　等　承　諾　書

譲受（借受）人	住所				
	ふりがな				
	氏名				
	生年月日	年　月　日			
譲渡（貸付）物件	銃砲	種類		銃番号	
		型式		銃の全長	センチメートル
		商品名等		銃身長	センチメートル
		公称口（番）径（実測口径）	ミリメートル インチ番 （　ミリメートル）	弾倉型式及び充填可能弾数	
				適合実（空）包	
		特徴		替え銃身	
	クロスボウ	型式		クロスボウ番号	
		商品名		クロスボウの全長	センチメートル
		特徴		クロスボウの全幅	センチメートル
	刀剣類	種類		製作者（銘）	
		刃渡り	センチメートル	特徴	
譲渡（貸付）人が当該銃砲等又は刀剣類について受けている所持の許可	許可番号				
	許可年月日等	年　月　日			
	有効期間等	年の誕生日まで 譲渡（貸付）人の生年月日　年　月　日			

上記のとおり譲渡し／貸付けを承諾します。

年　月　日

譲渡（貸付）人
住　所
電話番号
氏　名

備考　１　譲渡（貸付）物件欄には、別記様式第６号及び第６号の２の別紙並びに第７号の備考の例により記載すること。
２　譲渡（貸付）人の住所、電話番号及び氏名については、譲渡（貸付）人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事業場の所在地、電話番号、名称及び代表者の氏名を記載すること。
３　不用の文字は、横線で消すこと。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第26号（第27条関係）

第　　号

技　能　講　習　通　知　書

年　月　日

殿

公安委員会　　㊞

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第28条第１項の規定により、下記のとおり通知する。

受講者	住所	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
受講日時		
受講場所		
受講銃砲		
携行品		(1)　受講銃砲 (2)　適合実包（　）個 (3)　猟銃用火薬類等譲受許可証
備考		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第23号（第23条関係）

第　　号

技　能　検　定　通　知　書

年　月　日

殿

公安委員会　　㊞

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第27条第１項の規定により、下記のとおり通知する。

受検者	住所		
	氏名		
	生年月日	年　月　日	
受検日時			写真 押し出し スタンプ
受検場所			
受検銃種			
携行品		(1)　適合実包（　）個 (2)　猟銃用火薬類等譲受許可証	

備考　１　用紙は、洋紙とすること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第26号（第27条関係）

第　　号

技　能　講　習　通　知　書

年　月　日

殿

公安委員会　　㊞

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第21条第１項の規定により、下記のとおり通知する。

受講者	住所	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
受講日時		
受講場所		
受講銃砲		
携行品		(1)　受講銃砲 (2)　適合実包（　）個 (3)　猟銃用火薬類等譲受許可証
備考		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第23号（第23条関係）

第　　号

技　能　検　定　通　知　書

年　月　日

殿

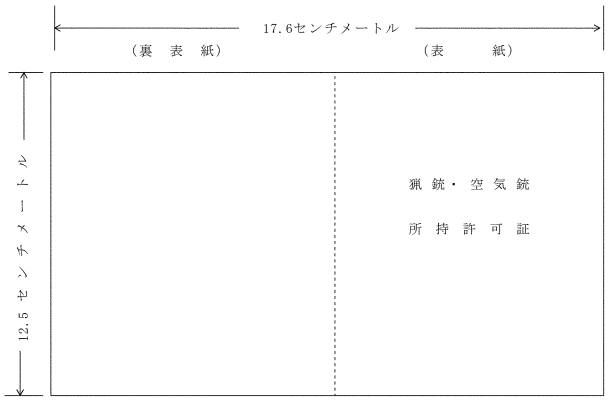
公安委員会　　㊞

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第20条第１項の規定により、下記のとおり通知する。

受検者	住所		
	氏名		
	生年月日	年　月　日	
受検日時			写真 押し出し スタンプ
受検場所			
受検銃種			
携行品		(1)　適合実包（　）個 (2)　猟銃用火薬類等譲受許可証	

備考　１　用紙は、洋紙とすること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第29号（第31条関係）



第28号（第30条関係）

許　可　期　間　延　長　申　請　書
APPLICATION FOR EXTENSION OF AUTHORIZED PERIOD

年　月　日
Date: Year Month Day

公安委員会　殿
PUBLIC SAFETY COMMISSION

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第31条第２項の規定による銃砲等又は刀剣類所持許可の期間の延長を次のとおり申請します。
Pursuant to the provisions of Article 31 paragraph 2 of the Order for Enforcement of the Firearms and Swords Control Act, I hereby apply for extension of the authorized period.

１．申請人 Applicant
国　籍 Nationality/Region

住　所 Address in Japan

氏　名 Name

生年月日 Date of birth　年 Year　月 Month　日 Day

電話番号 Telephone no.　携帯電話番号 Mobile phone no.

２．許可証を交付した公安委員会及び許可証番号
Name of the Public Safety Commission issuing a permit, and the permit number.

３．許可の期間
The authorized period
から since　まで to

４．所持している銃砲等又は刀剣類の種類
Type of firearms/crossbows/swords

５．所持している銃砲等又は刀剣類の特徴
Feature of firearms/crossbows/swords

６．許可の延長の期間
Extended authorized period
から since　まで to

７．許可の期間の延長を申請する理由
The reason for application for the extension of the authorized period

８．在留資格及び在留期間
Status of residence and period of stay

第29号（第31条関係）



第28号（第30条関係）

許　可　期　間　延　長　申　請　書
APPLICATION FOR EXTENSION OF AUTHORIZED PERIOD

年　月　日
Date: Year Month Day

公安委員会　殿
PUBLIC SAFETY COMMISSION

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第24条第２項の規定による銃砲等又は刀剣類所持許可の期間の延長を次のとおり申請します。
Pursuant to the provisions of Article 24 paragraph 2 of the Order for Enforcement of the Firearms and Swords Control Act, I hereby apply for extension of the authorized period.

１．申請人 Applicant
国　籍 Nationality/Region

住　所 Address in Japan

氏　名 Name

生年月日 Date of birth　年 Year　月 Month　日 Day

電話番号 Telephone no.　携帯電話番号 Mobile phone no.

２．許可証を交付した公安委員会及び許可証番号
Name of the Public Safety Commission issuing a permit, and the permit number.

３．許可の期間
The authorized period
から since　まで to

４．所持している銃砲等又は刀剣類の種類
Type of firearms/crossbows/swords

５．所持している銃砲等又は刀剣類の特徴
Feature of firearms/crossbows/swords

６．許可の延長の期間
Extended authorized period
から since　まで to

７．許可の期間の延長を申請する理由
The reason for application for the extension of the authorized period

８．在留資格及び在留期間
Status of residence and period of stay

（２面）

許可証番号　第　　号
原交付　　年　月　日
交　付　　年　月　日

本　籍		
住　所		
氏　名		写　真
生年月日	年　月　日	押し出しスタンプ

公安委員会　印

（１面）

注　意　事　項

1　猟銃又は空気銃を携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。

2　猟銃又は空気銃は、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。

3　許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。

4　許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。ただし、その他の猟銃又は空気銃の所持の許可に係る事項が記載されているときは、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消の申請をしなければならない。

（２面）

許可証番号　第　　号
原交付　　年　月　日
交　付　　年　月　日

本　籍		
住　所		
氏　名		写　真
生年月日	年　月　日	押し出しスタンプ

公安委員会　印

（１面）

注　意　事　項

1　猟銃又は空気銃を携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。

2　猟銃又は空気銃は、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。

3　許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。

4　許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。ただし、その他の猟銃又は空気銃の所持の許可に係る事項が記載されているときは、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消の申請をしなければならない。

（４面、６面、８面、10面、12面、14面、16面、18面、20面、22面、24面及26面）

更新	年月日	年　月　日　㊞
	許可番号	第　　号
	有効期間	年の誕生日まで
抹消	年月日	年　月　日
	理由及び猟銃等の処分状況	

許可の条件	年月日

（３面、５面、７面、９面、11面、13面、15面、17面、19面、21面、23面及び25面）

原許可	年　月　日			
原許可番号	第　　号			
許可年月日	年　月　日　㊞			
許可番号	第　　号			
確認	年　月　日　㊞			
有効期間	年の誕生日まで			
更新申請期間	年　月　日から　年　月　日までの間			
種類				
型式		銃番号		
メーカー名		銃の全長	センチメートル	
モデル名等		銃身長	センチメートル	
口（番）径		弾倉型式及び充塡可能弾数		
銃腔内腔旋割合		適合実（空）包		
特徴				
替え銃身	種類			
	口（番）径			
	銃腔内腔旋割合			
	銃身長	センチメートル	センチメートル	センチメートル
	適合実（空）包			
用途				

（４面、６面、８面、10面、12面、14面、16面、18面、20面、22面、24面及び26面）

更新	年月日	年　月　日　㊞
	許可番号	第　　号
	有効期間	年の誕生日まで
抹消	年月日	年　月　日
	理由及び猟銃等の処分状況	

許可の条件	年月日

（３面、５面、７面、９面、11面、13面、15面、17面、19面、21面、23面及び25面）

原許可	年　月　日		
原許可番号	第　　号		
許可年月日	年　月　日　㊞		
許可番号	第　　号		
確認	年　月　日　㊞		
有効期間	年の誕生日まで		
更新申請期間	年　月　日から　年　月　日までの間		
種類		銃番号	
型式		銃の全長	センチメートル
商品名等		銃身長	センチメートル
口（番）径	ミリメートル インチ 番	弾倉型式及び充塡可能弾数	
		適合実（空）包	
特徴		替え銃身	
用途			

（28面）

（検　査　欄）

検査年月日	検査者印	特記事項

（27面）

（記載事項変更欄）

届出年月日	変更事項	公安委員会印

備考　１　表紙は、青色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字入りとすること。

２　用紙は、洋紙とすること。

３　表紙の裏面に１面の用紙の裏面を貼り付け、２面の用紙の裏面が３面になるようにし、以下順次偶数の面の用紙の裏面が奇数面になるようにし、一の猟銃又は空気銃に係る記載が見開きの二面に収まるようにすること。

４　２面の原交付年月日には、猟銃又は空気銃につき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を、交付年月日には更新、再交付等により許可証を交付した年月日を記載すること。

５　狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、法第５条の２第４項第１号イ、ロ又はハのいずれに該当するかを用途欄に記載すること。

（28面）

（検　査　欄）

検査年月日	検査者印	特記事項

（27面）

（記載事項変更欄）

届出年月日	変更事項	公安委員会印

備考　１　表紙は、青色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字入りとすること。

２　用紙は、洋紙とすること。

３　表紙の裏面に１面の用紙の裏面を貼り付け、２面の用紙の裏面が３面になるようにし、以下順次偶数の面の用紙の裏面が奇数面になるようにし、一の猟銃又は空気銃に係る記載が見開きの二面に収まるようにすること。

４　２面の原交付年月日には、猟銃又は空気銃につき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を、交付年月日には更新、再交付等により許可証を交付した年月日を記載すること。

５　狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、法第５条の２第４項第１号イ、ロ又はハのいずれに該当するかを用途欄に記載すること。

第29号の２（第31条関係）



６　一の面の許可の条件欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

７　表紙、裏表紙及び１面から28面までの用紙の大きさは、縦12.5センチメートル、横8.8センチメートルとすること。

第29号の２（第31条関係）



６　一の面の許可の条件欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

７　表紙、裏表紙及び１面から28面までの用紙の大きさは、縦12.5センチメートル、横8.8センチメートルとすること。

（２面）

許可証番号　第　　号
原交付　　年　月　日
交　付　　年　月　日

本　籍	
住　所	
氏　名	写　真
生年月日	年　月　日

押し出しスタンプ

公安委員会　㊞

（１面）

注　意　事　項

1　クロスボウを携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。

2　クロスボウは、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。

3　許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。

4　許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。ただし、その他のクロスボウの所持の許可に係る事項が記載されているときは、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消の申請をしなければならない。

（２面）

許可証番号　第　　号
原交付　　年　月　日
交　付　　年　月　日

本　籍	
住　所	
氏　名	写　真
生年月日	年　月　日

押し出しスタンプ

公安委員会　㊞

（１面）

注　意　事　項

1　クロスボウを携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。

2　クロスボウは、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。

3　許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。

4　許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。ただし、その他のクロスボウの所持の許可に係る事項が記載されているときは、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消の申請をしなければならない。

（４面、６面、８面、10面、12面、14面、16面、18面、20面、22面、24面及び26面）

更新	年月日	年　月　日　㊞
	許可番号	第　　号
	有効期間	年の誕生日まで
抹消	年月日	年　月　日
	理由及びクロスボウの処分状況	

許可の条件	年月日

（３面、５面、７面、９面、11面、13面、15面、17面、19面、21面、23面及び25面）

原許可	年　月　日		
原許可番号	第　　号		
許可年月日	年　月　日　㊞		
許可番号	第　　号		
確認	年　月　日　㊞		
有効期間	年の誕生日まで		
更新申請期間	年　月　日から　年　月　日までの間		
型式		クロスボウ番号	
メーカー名		クロスボウの全長	センチメートル
モデル名		クロスボウの全幅	センチメートル
特徴			
用途			

（４面、６面、８面、10面、12面、14面、16面、18面、20面、22面、24面及び26面）

更新	年月日	年　月　日　㊞
	許可番号	第　　号
	有効期間	年の誕生日まで
抹消	年月日	年　月　日
	理由及びクロスボウの処分状況	

許可の条件	年月日

（３面、５面、７面、９面、11面、13面、15面、17面、19面、21面、23面及び25面）

原許可	年　月　日		
原許可番号	第　　号		
許可年月日	年　月　日　㊞		
許可番号	第　　号		
確認	年　月　日　㊞		
有効期間	年の誕生日まで		
更新申請期間	年　月　日から　年　月　日までの間		
型式		クロスボウ番号	
商品名		クロスボウの全長	センチメートル
特徴		クロスボウの全幅	センチメートル
用途			

（28面）

（検　査　欄）

検査年月日	検査者印	特記事項

（27面）

（記載事項変更欄）

届出年月日	変更事項	公安委員会印

備考　１　表紙は、青色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字入りとすること。

２　用紙は、洋紙とすること。

３　表紙の裏面に１面の用紙の裏面を貼り付け、２面の用紙の裏面が３面になるようにし、以下順次偶数の面の用紙の裏面が奇数面になるようにし、一のクロスボウに係る記載が見開きの二面に収まるようにすること。

４　２面の原交付年月日には、クロスボウにつき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を、交付年月日には更新、再交付等により許可証を交付した年月日を記載すること。

５　一の面の許可の条件欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

６　表紙、裏表紙及び１面から28面までの用紙の大きさは、縦12.5センチメートル、横8.8センチメートルとすること。

（28面）

（検　査　欄）

検査年月日	検査者印	特記事項

（27面）

（記載事項変更欄）

届出年月日	変更事項	公安委員会印

備考　１　表紙は、青色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字入りとすること。

２　用紙は、洋紙とすること。

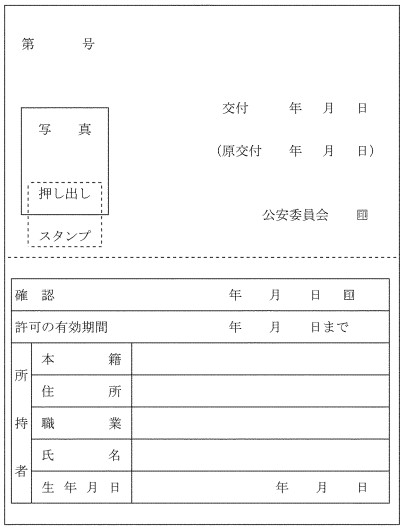
３　表紙の裏面に１面の用紙の裏面を貼り付け、２面の用紙の裏面が３面になるようにし、以下順次偶数の面の用紙の裏面が奇数面になるようにし、一のクロスボウに係る記載が見開きの二面に収まるようにすること。

４　２面の原交付年月日には、クロスボウにつき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を、交付年月日には更新、再交付等により許可証を交付した年月日を記載すること。

５　一の面の許可の条件欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

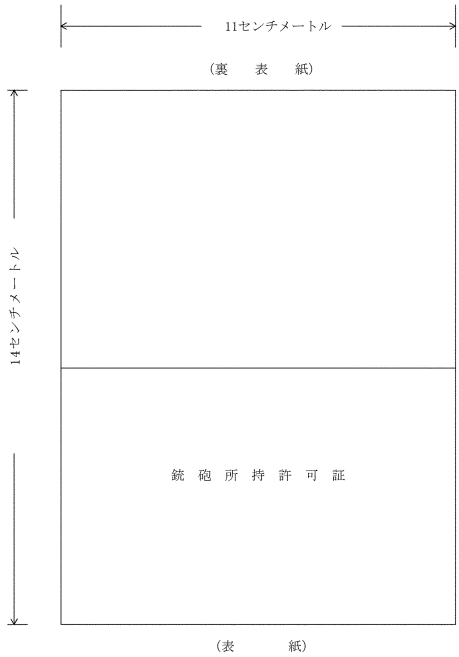
６　表紙、裏表紙及び１面から28面までの用紙の大きさは、縦12.5センチメートル、横8.8センチメートルとすること。

（１面）



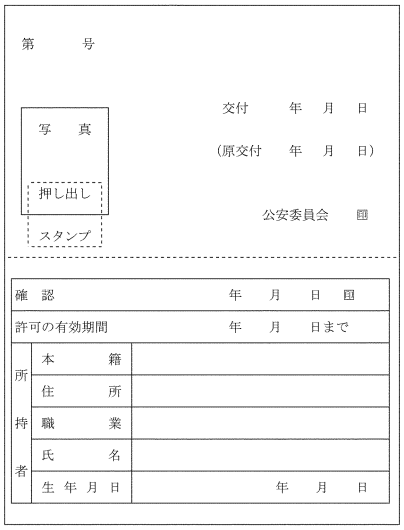
（２面）

第30号（第31条関係）



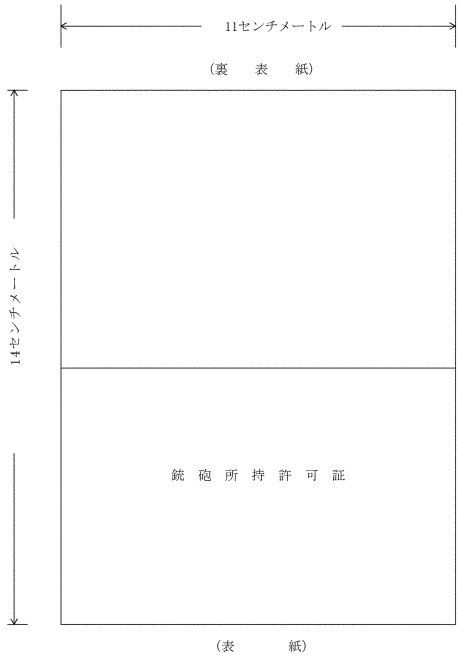
（表　　紙）

（１面）



（２面）

第30号（第31条関係）



（表　　紙）

（５面）

検査欄	検査年月日	検査者印	検査年月日	検査者印

許可の条件	年月日

（６面）

（３面）

種類		銃番号	
型式		銃の全長	センチメートル
メーカー名		銃身長	センチメートル
モデル名等		弾倉型式及び充填可能弾数	
口（番）径		適合実（空）包	
特徴			
替え銃身	種類		
	口（番）径		
	銃身長		

法第４条第１項に規定する用途	

記載事項変更欄	届出年月日	変更事項	公安委員会印

備考	

（４面）

（５面）

検査欄	検査年月日	検査者印	検査年月日	検査者印

許可の条件	年月日

（６面）

（３面）

種類		銃番号	
型式		銃の全長	センチメートル
商品名等		銃身長	センチメートル
口（番）径	ミリメートル インチ 番	弾倉型式及び充てん可能弾数	
		適合実（空）包	
特徴		替え銃身	

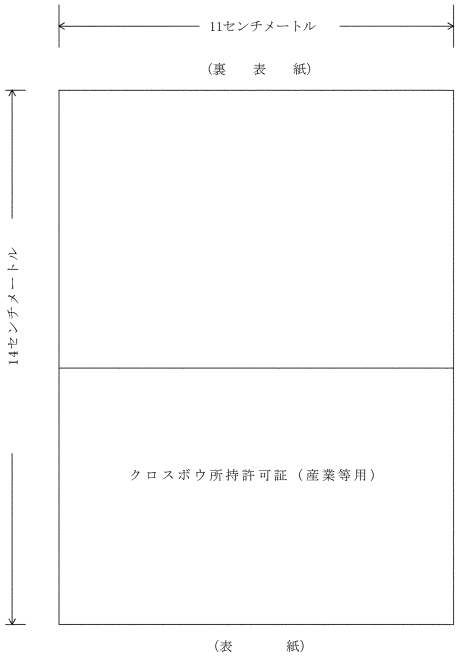
法第４条第１項に規定する用途	

記載事項変更欄	届出年月日	変更事項	公安委員会印

備考	

（４面）

第30号の２（第31条関係）



（７面）

注　意　事　項

１　銃砲を携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。

２　銃砲は、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。

３　許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。

４　許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。

備考　１　表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。

２　用紙は、洋紙とすること。

３　表紙の裏面に１面の用紙の裏面を貼り付け、２面の用紙の裏面が３面に、４面の用紙の裏面が５面に、６面の用紙の裏面が７面になるようにすること。

４　１面の交付年月日には再交付により許可証を交付した年月日を、原交付年月日には当該銃砲につき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を記載すること。

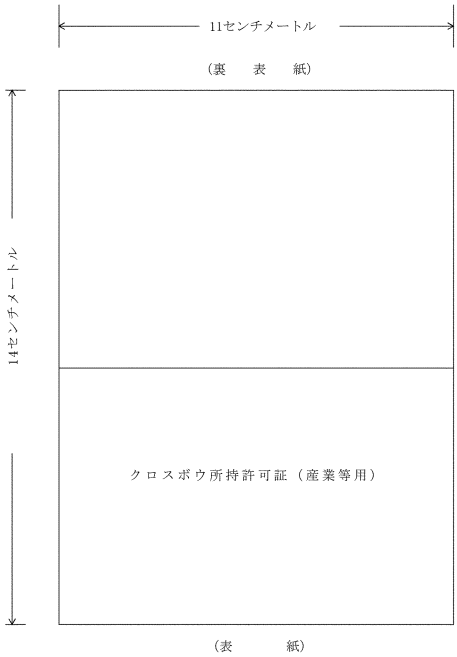
５　法第４条第１項第４号の規定による空気拳銃の所持の許可に係るもの以外のものについては、写真の貼付は要しない。

６　許可の有効期間欄は、法第４条第１項第４号、第８号及び第９号の許可に係る銃砲について記載すること。

７　所持者の本籍欄、住所欄及び職業欄には、その者が法第４条第５項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、それぞれ、その者の勤務する法人の事業場の名称、その所在地及びその者の当該事業場における職務上の地位を記載すること。

８　許可の条件の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

第30号の２（第31条関係）



（７面）

注　意　事　項

１　銃砲を携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。

２　銃砲は、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。

３　許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。

４　許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。

備考　１　表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。

２　用紙は、洋紙とすること。

３　表紙の裏面に１面の用紙の裏面を貼り付け、２面の用紙の裏面が３面に、４面の用紙の裏面が５面に、６面の用紙の裏面が７面になるようにすること。

４　１面の交付年月日には再交付により許可証を交付した年月日を、原交付年月日には当該銃砲につき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を記載すること。

５　法第４条第１項第４号の規定による空気拳銃の所持の許可に係るもの以外のものについては、写真の貼付は要しない。

６　許可の有効期間欄は、法第４条第１項第４号、第８号及び第９号の許可に係る銃砲について記載すること。

７　所持者の本籍欄、住所欄及び職業欄には、その者が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、それぞれ、その者の勤務する法人の事業場の名称、その所在地及びその者の当該事業場における職務上の地位を記載すること。

８　許可の条件の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

（３面）

型　式		クロスボウ番号	
メーカー名		クロスボウの全長	センチメートル
モデル名		クロスボウの全幅	センチメートル
特　徴			

法第４条第１項に規定する用途			
記載事項変更欄	届出年月日	変更事項	公安委員会印
備　考			

（４面）

（１面）

第　　号

交付　　年　月　日

（原交付　　年　月　日）

公安委員会　印

確　認	年　月　日　印
許可の有効期間	年　月　日まで
所持者　本　籍	
住　所	
職　業	
氏　名	
生年月日	年　月　日

（２面）

（３面）

型　式		クロスボウ番号	
商品名		クロスボウの全長	センチメートル
特　徴		クロスボウの全幅	センチメートル

法第４条第１項に規定する用途			
記載事項変更欄	届出年月日	変更事項	公安委員会印
備　考			

（４面）

（１面）

第　　号

交付　　年　月　日

（原交付　　年　月　日）

公安委員会　印

確　認	年　月　日　印
許可の有効期間	年　月　日まで
所持者　本　籍	
住　所	
職　業	
氏　名	
生年月日	年　月　日

（２面）

（７面）

注　意　事　項
1　クロスボウを携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。 2　クロスボウは、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。 3　許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。 4　許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。

備考　1　表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。
2　用紙は、洋紙とすること。
3　表紙の裏面に１面の用紙の裏面を貼り付け、２面の用紙の裏面が３面に、４面の用紙の裏面が５面に、６面の用紙の裏面が７面になるようにすること。
4　１面の交付年月日には再交付により許可証を交付した年月日を、原交付年月日には当該クロスボウにつき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を記載すること。
5　許可の有効期間欄は、法第４条第１項第８号及び第９号の許可に係るクロスボウについて記載すること。
6　所持者の本籍欄、住所欄及び職業欄には、その者が法第４条第５項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、それぞれ、その者の勤務する法人の事業場の名称、その所在地及びその者の当該事業場における職務上の地位を記載すること。
7　許可の条件の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

（５面）

検査欄	検査年月日	検査者印	検査年月日	検査者印

許　可　の　条　件	年　月　日

（６面）

（７面）

注　意　事　項
1　クロスボウを携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。 2　クロスボウは、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。 3　許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。 4　許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。

備考　1　表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。
2　用紙は、洋紙とすること。
3　表紙の裏面に１面の用紙の裏面を貼り付け、２面の用紙の裏面が３面に、４面の用紙の裏面が５面に、６面の用紙の裏面が７面になるようにすること。
4　１面の交付年月日には再交付により許可証を交付した年月日を、原交付年月日には当該クロスボウにつき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を記載すること。
5　許可の有効期間欄は、法第４条第１項第８号及び第９号の許可に係るクロスボウについて記載すること。
6　所持者の本籍欄、住所欄及び職業欄には、その者が法第４条第５項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、それぞれ、その者の勤務する法人の事業場の名称、その所在地及びその者の当該事業場における職務上の地位を記載すること。
7　許可の条件の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

（５面）

検査欄	検査年月日	検査者印	検査年月日	検査者印

許　可　の　条　件	年　月　日

（６面）

第32号（第31条関係）

銃砲所持許可証
(FIREARMS PERMIT)

第　号	Permit No.	
交　付	Date of Delivery	年　月　日 Year　Month　Day
許可の期間	Authorized Period	年　月　日 Year　Month　Day

公安委員会　印
Public Safety Commission

所持者 Possessor	国籍　Nationality	
	住所　Address in Japan	
	氏名　Name	
	生年月日　Date of Birth	年　月　日 Year　Month　Day
	備考　Note	
銃砲 Firearms	種類　Type	
	型　Make and Model	
	番号　Ser.No.	
	口径　Caliber or Gauge	
	用途　Use	

CAUTION

1　You shall never fail to carry this permit with you whenever you want to bring or carry your firearm for which you have obtained it. When you bring or carry your firearm, you shall cover or put it in a case without loading it with a ball or blank cartridge or a metallic bullet.

2　You shall not bring or carry your firearm except for such cases where it is used for the very purpose authorized and mentiond on your permit, and there is any justifiable reason respectively.

3　When you find your firearm lost or stolen, you shall notify promptly that effect to the police officer available.

4　When your permit has been invalidated, revoked, or you intend to depart Japan before your permit expires, you shall return it to the competent authorities concerned.

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（１面）

第　号
Permit No.

交　付　年　月　日
Date of Delivery　Year　Month　Day

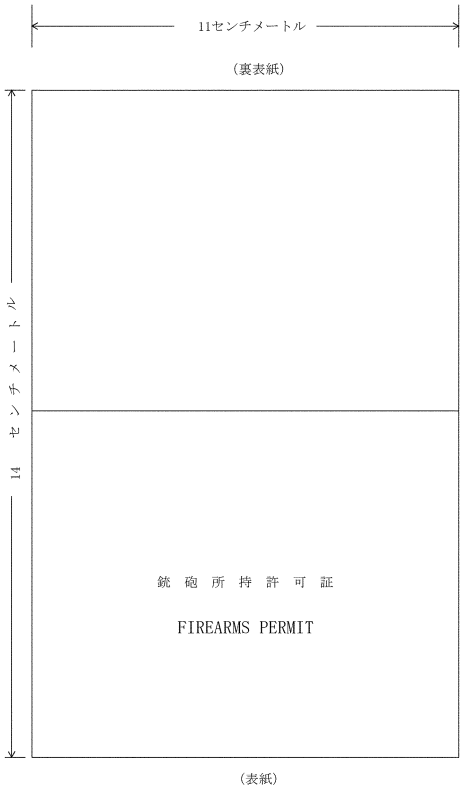
許可の期間　年　月　日
Authorized Period　Year　Month　Day

公安委員会　印
Public Safety Commission

所持者 Possessor	国籍 Nationality	
	住所 Address in Japan	
	氏名 Name	
	生年月日 Date of Birth	年　月　日 Year　Month　Day
	備考 Note	

（２面）

第32号（第31条関係）



（裏表紙）

（表紙）

備考　１　表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。
　　２　用紙は、洋紙とすること。
　　３　表紙の裏面に１面の用紙の裏面を貼り付け、２面の用紙の裏面が３面になるようにし、４面の用紙の裏面を裏表紙の裏面に貼り付けること。

（３面）

銃砲 Firearms	種類 Type	
	型 Make and Model	
	番号 Ser.No.	
	口径 Caliber or Gauge	
	用途 Use	

CAUTION

1　You shall never fail to carry this permit with you whenever you want to bring or carry your firearm for which you have obtained it. When you bring or carry your firearm, you shall cover or put it in a case without loading it with a ball or blank cartridge or a metallic bullet.
2　You shall not bring or carry your firearm except for such cases where it is used for the very purpose authorized and mentiond on your permit, and there is any justifiable reason respectively.
3　When you find your firearm lost or stolen, you shall notify promptly that effect to the police officer available.
4　When your permit has been invalidated, revoked, or you intend to depart Japan before your permit expires, you shall return it to the competent authorities concerned.

（４面）

第32号の２（第31条関係）

クロスボウ所持許可証
(CROSSBOWS PERMIT)

第　　号　Permit No.
交　　付　Date of Delivery　年 Year　月 Month　日 Day
許可の期間　Authorized Period　年 Year　月 Month　日 Day

公安委員会　㊞
Public Safety Commission

所持者 Possessor	国籍　Nationality	
	住所　Address in Japan	
	氏名　Name	
	生年月日　Date of Birth	年 Year　月 Month　日 Day
	備考　Note	
クロスボウ Crossbows	番号　Ser.No.	
	全長　Length	
	全幅　Width	
	用途　Use	

CAUTION

1　You shall never fail to carry this permit with you whenever you want to bring or carry your crossbow for which you have obtained it. When you bring or carry your crossbow, you shall cover or put it in a case without loading it with a bolt.
2　You shall not bring or carry your crossbow except for such cases where it is used for the very purpose authorized and mentioned on your permit, and there is any justifiable reason respectively.
3　When you find your crossbow lost or stolen, you shall notify promptly that effect to the police officer available.
4　When your permit has been invalidated, revoked, or you intend to depart Japan before your permit expires, you shall return it to the competent authorities concerned.

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（１面）

第　　号
Permit No.

交　　付　Date of Delivery　年 Year　月 Month　日 Day

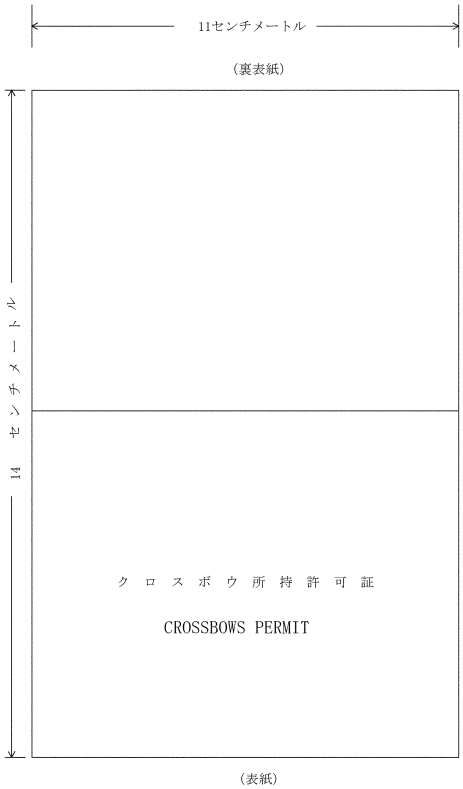
許可の期間　Authorized Period　年 Year　月 Month　日 Day

公安委員会　㊞
Public Safety Commission

所持者 Possessor	国籍 Nationality	
	住所 Address in Japan	
	氏名 Name	
	生年月日 Date of Birth	年 Year　月 Month　日 Day
	備考 Note	

（２面）

第32号の２（第31条関係）



（裏表紙）

（表紙）

備考　１　表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。
２　用紙は、洋紙とすること。
３　表紙の裏面に１面の用紙の裏面を貼り付け、２面の用紙の裏面が３面になるようにし、４面の用紙の裏面を裏表紙の裏面に貼り付けること。

（３面）

クロスボウ Crossbow	番号 Ser.No.	
	全長・全幅 Length and Width	
	用途 Use	

CAUTION

1　You shall never fail to carry this permit with you whenever you want to bring or carry your crossbow for which you have obtained it. When you bring or carry your crossbow, you shall cover or put it in a case without loading it with a bolt.
2　You shall not bring or carry your crossbow except for such cases where it is used for the very purpose authorized and mentioned on your permit, and there is any justifiable reason respectively.
3　When you find your crossbow lost or stolen, you shall notify promptly that effect to the police officer available.
4　When your permit has been invalidated, revoked, or you intend to depart Japan before your permit expires, you shall return it to the competent authorities concerned.

（４面）

第33号（第31条関係）

刀剣類所持許可証
(SWORDS PERMIT)

第　　号　Permit No.
交　　付　Date of Delivery　年 Year　月 Month　日 Day
許可の期間　Authorized Period　年 Year　月 Month　日 Day

公安委員会　印
Public Safety Commission

所持者 Possessor	国籍　Nationality	
	住所　Address in Japan	
	氏名　Name	
	生年月日　Date of Birth	年 Year　月 Month　日 Day
	備考　Note	
刀剣類 Swords	種類　Type	
	刃渡り　Length of Blade	
	特徴　Characteristics	
	用途　Use	
	備考　Note	

CAUTION

1　You shall never fail to carry this permit with you whenever you want to bring or carry your sword for which you have obtained it.
2　You shall not bring or carry your sword, except for such cases where it is used for the very purpose authorized and mentioned on your permit, and there is any justifiable reason respectively.
3　When you find your sword lost or stolen, you shall notify promptly that effect to the police officer available.
4　When your permit has been invalidated, revoked, or you intend to depart Japan before your permit expires, you shall return it to the competent authorities concerned.

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（１面）

第　　号
Permit No.

交　　付　Date of Delivery　年 Year　月 Month　日 Day

許可の期間　Authorized Period　年 Year　月 Month　日 Day

公安委員会　印
Public Safety Commission

所持者 Possessor	国籍 Nationality	
	住所 Adress in Japan	
	氏名 Name	
	生年月日 Date of Birth	年 Year　月 Month　日 Day
	備考 Note	

（２面）

第33号（第31条関係）

11センチメートル

（裏表紙）

14センチメートル

刀剣類所持許可証

SWORDS PERMIT

備考　１　表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。
２　用紙は、洋紙とすること。
３　表紙の裏面に１面の用紙の裏面を貼り付け、２面の用紙の裏面が３面になるようにし、４面の用紙の裏面を裏表紙の裏面に貼り付けること。

（３面）

刀剣類 Swords	種類 Type	
	刃渡り Length of Blade	
	特徴 Characteristics	
	用途 Use	
	備考 Note	

CAUTION

1　You shall never fail to carry this permit with you whenever you want to bring or carry your sword for which you have obtained it.
2　You shall not bring or carry your sword, except for such cases where it is used for the very purpose authorized and mentioned on your permit, and there is any justifiable reason respectively.
3　When you find your sword lost or stolen, you shall notify promptly that effect to the police officer available.
4　When your permit has been invalidated, revoked, or you intend to depart Japan before your permit expires, you shall return it to the competent authorities concerned.

（４面）

別紙１

備付け銃一覧

射撃場の名称				
射撃場の種別	□教習射撃場　□練習射撃場			
番号	銃種	型式	公称口（番）径	丁数

備考　１　型式欄には、猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
２　丁数欄には、備付け銃の型式又は公称口（番）径ごとの総数を記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第52号（第58条関係）

教習用備付け銃等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法□第９条の６第２項の規定により、教習用備付け銃
□第９条の11第２項の規定により、練習用備付け銃
について次のとおり届け出ます。

年　月　日

公安委員会殿

届出人氏名

射撃場	射撃場の種別	□教習射撃場　□練習射撃場
	指定番号	
	指定年月日	
	名称	
	電話番号	
	指定に係る銃種	
備付け状況	ライフル銃　丁 （内訳） 公称口径22のへり打ちのライフル銃　丁 その他のライフル銃　丁 ライフル銃以外の猟銃　丁 空気拳銃以外の空気銃　丁 空気拳銃　丁 ※備付け状況について、別紙１及び２を作成すること。	

備考　１　届け出る備付け銃の□内にレ印を記入すること。
２　備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに内訳数を記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙１

備付け銃一覧

射撃場の名称				
射撃場の種別	□教習射撃場　□練習射撃場			
番号	銃種	型式	公称口（番）径	丁数

備考　１　型式欄には、猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
２　丁数欄には、備付け銃の形式又は公称口（番）径ごとの総数を記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第52号（第58条関係）

教習用備付け銃等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法□第９条の６第２項の規定により、教習用備付け銃
□第９条の11第２項の規定により、練習用備付け銃
について次のとおり届け出ます。

年　月　日

公安委員会殿

届出人氏名

射撃場	射撃場の種別	□教習射撃場　□練習射撃場
	指定番号	
	指定年月日	
	名称	
	電話番号	
	指定に係る銃種	
備付け状況	ライフル銃　丁 （内訳） 公称口径22のへり打ちのライフル銃　丁 その他のライフル銃　丁 ライフル銃以外の猟銃　丁 空気拳銃以外の空気銃　丁 空気拳銃　丁 ※備付け状況について、別紙１及び２を作成すること。	

備考　１　届け出る備付け銃の□内にレ印を記入すること。
２　備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに内訳数を記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

12　譲渡（貸付）人欄には、当該銃砲の譲渡（貸付）人の住所、氏名その他必要な事項を記載すること。
13　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙２

射撃場の名称					
射撃場の種別	□教習射撃場　□練習射撃場				
備付け銃	備え付けた日	年　月　日			
	種類				
	型式		銃番号		
	メーカー名		銃の全長	センチメートル	
	モデル名等		銃身長	センチメートル	
	公称口（番）径		弾倉型式及び充填可能弾数		
	銃腔内腔旋割合	□1/5以上1/2以下　□1/2超	適合実（空）包		
	特徴				
	備考				
譲渡（貸付）人	住所 氏名 電話番号				

備考　１　備え付けられた銃ごとに記載すること。
２　型式欄には、猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
３　モデル名等の欄には、そのモデル名を記載し、モデル名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
４　銃腔内腔旋割合欄には、腔旋を有する部分が銃腔の長さに占める割合に該当する事項の□内にレ印を記入すること。
なお、ライフル銃以外の銃砲については、記載することを要しない。
５　特徴欄には、銃床の折畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
６　銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部（機関部と分離できない構造のものに限る。）に打刻されている番号を記載すること。
７　銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
８　銃身長欄には、銃口の先端面から包底面までの長さを記載すること。
９　弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型（着脱式又は固定式）、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
10　適合実（空）包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。
11　空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃である場合には、その旨を備考欄に記載すること。ただし、空気拳銃については記載することを要しない。

12　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙２

射撃場の名称					
射撃場の種別	□教習射撃場　□練習射撃場				
備付け銃	備え付けた日	年　月　日			
	種類		銃番号		
	型式		銃の全長	センチメートル	
	商品名		銃身長	センチメートル	
	公称口（番）径	ミリメートル インチ 番	弾倉型式及び充填可能弾数		
	特徴		適合実（空）包		
	備考				
譲渡（貸付）人	住所 氏名 電話番号				

備考　１　備え付けられた銃ごとに記載すること。
２　型式欄には、猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
３　商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
［加える。］
４　特徴欄には、銃床の折り畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
５　銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部（機関部と分離できない構造のものに限る。）に打刻されている番号を記載すること。
６　銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
７　銃身長欄には、銃口の先端面から包底面までの長さを記載すること。
８　弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型（着脱式又は固定式）、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
９　適合実（空）包欄には、その銃砲に通常使用される実包の名称を記載すること。
10　空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃である場合には、その旨を備考欄に記載すること。ただし、空気拳銃については記載することを要しない。
11　譲渡（貸付）人欄には、当該銃砲の譲渡（貸付）人の住所、氏名その他必要な事項を記載すること。

別紙１

変更後の備付け銃一覧

射撃場の名称				
射撃場の種別	□教習射撃場　□練習射撃場			
番号	銃種	型式	公称口（番）径	丁数

備考　１　変更後の備付け銃全てについて記載すること。
２　型式欄には、猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
３　丁数欄には、備え付けられている銃の型式又は公称口（番）径ごとの総数を記載すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第53号（第58条関係）

教習用備付け銃等変更届出書

銃砲刀剣類所持等取締法□第９条の６第２項の規定により、教習用備付け銃
□第９条の11第２項の規定により、練習用備付け銃
の変更について次のとおり届け出ます。

年　月　日

公安委員会殿

届出人氏名

射撃場	指定番号	
	指定年月日	
	名称	
	電話番号	
	指定に係る銃種	
変更後の備付け状況	ライフル銃　丁 （内訳） 公称口径22のへり打ちのライフル銃　丁 その他のライフル銃　丁 ライフル銃以外の猟銃　丁 空気拳銃以外の空気銃　丁 空気拳銃　丁 ※備付け状況について、別紙１、２及び３を作成すること。	
変更理由等		

備考　１　届け出る備付け銃の□内にレ印を記入すること。
２　変更後の備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに内訳数を記載すること。
３　変更理由等欄には、備付け状況を変更することとなつた理由その他必要な事項を記載すること。
４　譲渡又は廃棄等により備え付けないこととなつた銃については、銃種、型式、公称口（番）径及び銃番号を別紙３に記載することとし、別紙２の記載を要しない。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙１

変更後の備付け銃一覧

射撃場の名称				
射撃場の種別	□教習射撃場　□練習射撃場			
番号	銃種	型式	公称口（番）径	丁数

備考　１　変更後の備付け銃全てについて記載すること。
２　型式欄には、猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
３　丁数欄には、備え付けられている銃の形式又は公称口（番）径ごとの総数を記載すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第53号（第58条関係）

教習用備付け銃等変更届出書

銃砲刀剣類所持等取締法□第９条の６第２項の規定により、教習用備付け銃
□第９条の11第２項の規定により、練習用備付け銃
の変更について次のとおり届け出ます。

年　月　日

公安委員会殿

届出人氏名

射撃場	指定番号	
	指定年月日	
	名称	
	電話番号	
	指定に係る銃種	
変更後の備付け状況	ライフル銃　丁 （内訳） 公称口径22のへり打ちのライフル銃　丁 その他のライフル銃　丁 ライフル銃以外の猟銃　丁 空気拳銃以外の空気銃　丁 空気拳銃　丁 ※備付け状況について、別紙１、２及び３を作成すること。	
変更理由等		

備考　１　届け出る備付け銃の□内にレ印を記入すること。
２　変更後の備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに内訳数を記載すること。
３　変更理由等欄には、備付け状況を変更することとなつた理由その他必要な事項を記載すること。
４　譲渡又は廃棄等により備え付けないこととなつた銃については、銃種、型式、公称口（番）径及び銃番号を別紙３に記載することとし、別紙２の記載を要しない。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙３

備え付けないこととなつた銃一覧

射撃場の名称				
射撃場の種別	□教習射撃場　□練習射撃場			
番号	銃種	型式	公称口（番）径	銃番号

備考　１　今回備え付けないこととなつた銃全てについて記載すること。
２　型式欄には、猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙２

新たに備え付けられた銃

射撃場の名称				
射撃場の種別	□教習射撃場　□練習射撃場			
備付け銃	備え付けた日	年　月　日		
	種類			
	型式		銃番号	
	メーカー名		銃の全長	センチメートル
	モデル名等		銃身長	センチメートル
	公称口（番）径		弾倉型式及び充填可能弾数	
	銃腔内腔旋割合	□1/5以上1/2以下　□1/2超	適合実（空）包	
	特徴			
	備考			
譲渡（貸付）人	住所 氏名 電話番号			

備考　１　新たに備え付けられた銃ごとに作成すること。
２　型式欄には、猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
３　モデル名等の欄には、そのモデル名を記載し、モデル名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
４　銃腔内腔旋割合欄には、腔旋を有する部分が銃腔の長さに占める割合に該当する事項の□内にレ印を記入すること。
なお、ライフル銃以外の銃砲については、記載することを要しない。
５　特徴欄には、銃床の折畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
６　銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部（機関部と分離できない構造のものに限る。）に打刻されている番号を記載すること。
７　銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
８　銃身長欄には、銃口の先端面から包底面までの長さを記載すること。
９　弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型（着脱式又は固定式）、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
10　適合実（空）包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。
11　空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃である場合には、その旨を備考欄に記載すること。ただし、空気拳銃については記載することを要しない。
12　譲渡（貸付）人欄には、当該銃砲の譲渡（貸付）人の住所、氏名その他必要な事項を記載すること。
13　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙３

備え付けないこととなつた銃一覧

射撃場の名称				
射撃場の種別	□教習射撃場　□練習射撃場			
番号	銃種	型式	公称口（番）径	銃番号

備考　１　今回備え付けないこととなつた銃全てについて記載すること。
２　型式欄には、猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙２

新たに備え付けられた銃

射撃場の名称				
射撃場の種別	□教習射撃場　□練習射撃場			
備付け銃	備え付けた日	年　月　日		
	種類		銃番号	
	型式		銃の全長	センチメートル
	商品名等		銃身長	センチメートル
	公称口（番）径	ミリメートル インチ 番	弾倉型式及び充填可能弾数	
	特徴		適合実（空）包	
	備考			
譲渡（貸付）人	住所 氏名 電話番号			

備考　１　新たに備え付けられた銃ごとに作成すること。
２　型式欄には、猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
３　商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
［加える。］
４　特徴欄には、銃床の折り畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
５　銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部（機関部と分離できない構造のものに限る。）に打刻されている番号を記載すること。
６　銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
７　銃身長欄には、銃口の先端面から包底面までの長さを記載すること。
８　弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型（着脱式又は固定式）、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
９　適合実（空）包欄には、その銃砲に通常使用される実包の名称を記載すること。
10　空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃である場合には、その旨を備考欄に記載すること。ただし、空気拳銃については記載することを要しない。
11　譲渡（貸付）人欄には、当該銃砲の譲渡（貸付）人の住所、氏名その他必要な事項を記載すること。
12　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第70号（第90条関係）

保　管　業　届　出　書

銃砲刀剣類所持等取締法□第10条の８第１項／□第10条の８の２第１項の規定により、□猟銃等／□クロスボウの保管を業とすることを次のとおり届け出ます。

年　月　日

公安委員会　殿

届出人氏名

事業場の名称、所在地及び電話番号	
猟銃等又はクロスボウを保管する場所の所在地及び電話番号	
最大保管数	
事業開始の予定期日	年　月　日

備考　１　猟銃等に係る届出を行う場合にあつては第10条の８第１項とある□及び猟銃等とある□内に、クロスボウに係る届出を行う場合にあつては第10条の８の２第１項とある□及びクロスボウとある□内にレ印を記入すること。

２　届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

３　事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。

４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第70号（第90条関係）

保　管　業　届　出　書

銃砲刀剣類所持等取締法□第10条の８第１項／□第10条の８の２第１項の規定により、□猟銃等／□クロスボウの保管を業とすることを次のとおり届け出ます。

年　月　日

公安委員会　殿

届出人氏名

事業場の名称、所在地及び電話番号	
猟銃等又はクロスボウを保管する場所の所在地及び電話番号	
事業開始の予定期日	年　月　日

備考　１　猟銃等に係る届出を行う場合にあつては第10条の８第１項とある□及び猟銃等とある□内に、クロスボウに係る届出を行う場合にあつては第10条の８の２第１項とある□及びクロスボウとある□内にレ印を記入すること。

２　届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

３　事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。

４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第72号（第91条、第91条の２関係）

保　管　受　託　簿

区分／番号	保管の委託を受けた年月日	委託者の氏名、住所及び年齢	銃種等	許可番号	銃番号又はクロスボウ番号	委託理由	返還年月日 予定	返還年月日 返還	備考
	年　月　日	（　　歳）	ライフル銃 ライフル銃以外の猟銃 空気拳銃 以外の空気銃 空気拳銃 クロスボウ				・　・	・　・	
	年　月　日	（　　歳）	ライフル銃 ライフル銃以外の猟銃 空気拳銃 以外の空気銃 空気拳銃 クロスボウ				・　・	・　・	
	年　月　日	（　　歳）	ライフル銃 ライフル銃以外の猟銃 空気拳銃 以外の空気銃 空気拳銃 クロスボウ				・　・	・　・	

備考
１　銃種等欄は、該当文字を○で囲むこと。
２　空気拳銃については、許可番号欄は記載することを要しない。
３　返還年月日欄は、年月日を算用数字で記入すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第72号（第91条、第91条の２関係）

保　管　受　託　簿

区分／番号	保管の委託を受けた年月日	委託者の氏名、住所及び年齢	銃種等	許可番号	銃番号又はクロスボウ番号	委託理由	返還年月日 予定	返還年月日 返還	備考
	年　月　日	（　　歳）	ライフル銃 ライフル銃以外の猟銃 空気銃 クロスボウ				・　・	・　・	
	年　月　日	（　　歳）	ライフル銃 ライフル銃以外の猟銃 空気銃 クロスボウ				・　・	・　・	
	年　月　日	（　　歳）	ライフル銃 ライフル銃以外の猟銃 空気銃 クロスボウ				・　・	・　・	

備考
１　銃種等欄は、該当文字を○で囲むこと。
［加える。］
２　返還年月日欄は、年月日を算用数字で記入すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（裏）

使用実績 （標的射撃）	有　・　無			
	年月日			
	場　所			
	同行者			
	消費弾数			
	備　考			

備考　１　直前２年間の使用実績がある場合は、直前２年間の使用実績のうち最近のものから順次記載し、使用実績がない場合は備考欄に理由を記入すること。
２　備考欄には、上記のほか添付書類名、狩猟又は有害鳥獣駆除に係る鳥獣の種類（使用実績（狩猟）又は使用実績（有害鳥獣駆除）の備考欄に限る。）その他必要な事項を記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第74号（第94条関係）

（表）

使　用　実　績　報　告　書

次のとおり使用の実績を報告します。

年　　月　　日

公安委員会殿

報告者氏名

許可番号		銃種等		
許可年月日		許可に係る用途		
使用実績 （狩猟）	有　・　無			
	年月日			
	場　所			
	同行者			
	消費弾数			
	備　考			
使用実績 （有害鳥獣駆除）	有　・　無			
	年月日			
	場　所			
	同行者			
	消費弾数			
	備　考			

（裏）

許可番号		銃種等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有　・　無		
	年月日		
	場　所		
	用　途		
	状　況		
備　考			

許可番号		銃種等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有　・　無		
	年月日		
	場　所		
	用　途		
	状　況		
備　考			

備考　１　直前３年間の使用実績がある場合は、直前３年間の使用実績のうち最近のものから順次記載し、使用実績がない場合は備考欄に理由を記入すること。
なお、状況欄には、消費弾数、同行者の氏名その他必要な事項を記載すること。
２　備考欄には、上記のほか添付書類名その他必要な事項を記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第74号（第94条関係）

（表）

使　用　実　績　報　告　書

次のとおり使用の実績を報告します。

年　　月　　日

公安委員会殿

報告者氏名

許可番号		銃種等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有　・　無		
	年月日		
	場　所		
	用　途		
	状　況		
備　考			

許可番号		銃種等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有　・　無		
	年月日		
	場　所		
	用　途		
	状　況		
備　考			

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和七年三月一日。附則第三条において「施行日」という。）から施行する。

（ライフル銃の構造又は機能の基準に関する経過措置）

第二条　この府令の施行の際現に改正法第二条の規定による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法（以下この条において「旧法」という。）第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可（改正法附則第四条に規定する更新された許可を含む。）を受けている者のうち、当該許可に係る猟銃が改正法第二条の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「新法」という。）第三条の十三第四号ただし書に規定するライフル銃（次条において「新法ライフル銃」という。）（旧法第三条の十三第四号ただし書に規定するライフル銃であるものを除く。以下この条及び次条において「特定ライフル銃」という。）であるものに係る当該特定ライフル銃についての銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第十九条第三項の規定の適用については、同項第一号ロ中「ライフル銃」とあるのは、「ライフル銃（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第二号）附則第二条に規定する特定ライフル銃を除く。）」とする。

（猟銃等射撃指導員に関する経過措置）

第三条　新法ライフル銃に係る猟銃等射撃指導員の指定を受けようとする者に対する銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第四十二条第一項第三号の規定の適用については、施行日前に当該者が特定ライフル銃を所持していた期間は、新法ライフル銃を所持していた期間とみなす。

（仮領置に関する経過措置）

第四条　改正法附則第二条第三項において準用する新法第二十六条第二項の内閣府令で定める手続については、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第三十八条の規定を準用する。

第五条　改正法附則第三条第二項において読み替えて準用する新法第十一条第十項の内閣府令で定める手続については、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第四十条の規定を準用する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第75号（第95条関係）

銃砲等又は刀剣類関係事項照会書

年　月　日

殿

公安委員会　㊞

銃砲等若しくは刀剣類の所持の許可又は年少射撃資格の認定に関する事務の処理のため必要があるので、下記事項につき至急回答願いたく、銃砲刀剣類所持等取締法第13条の２によって照会します。

記

照　会　事　項

【取扱所属の所在地】〒

【担当者氏名】　（電話　）

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第75号（第95条関係）

銃砲等又は刀剣類関係事項照会書

年　月　日

殿

公安委員会　㊞

銃砲等若しくは刀剣類の所持の許可又は年少射撃資格の認定に係る調査のため必要があるので、下記事項につき至急回答願いたく、銃砲刀剣類所持等取締法第13条の２によって照会します。

記

照　会　事　項

【取扱所属の所在地】〒

【担当者氏名】　（電話　）

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（特定電磁石銃の保管の設備及び方法の基準に関する経過措置）

第六条　改正法附則第二条第三項において準用する新法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、錠を備えている居室その他の設備において確実に施錠し、かつ、特定電磁石銃（改正法附則第二条第一項に規定する特定電磁石銃をいう。次条において同じ。）に覆いをかぶせるなど管理上支障のないようにして保管することとする。

第七条　改正法附則第三条第一項の規定により新法第四条の許可を受けたものとみなされる特定電磁石銃所持者（改正法附則第二条第一項に規定する特定電磁石銃所持者をいう。）が所持する特定電磁石銃の保管に係る新法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第八十三条の規定にかかわらず、錠を備えている居室その他の設備において確実に施錠し、かつ、特定電磁石銃に覆いをかぶせるなど管理上支障のないようにして保管することとする。

（確認又は許可証の提示の方法に関する経過措置）

第八条　改正法附則第二条第三項において読み替えて準用する新法第二十一条の二第二項の内閣府令で定める方法については、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第九十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「、第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号又は第十四号に該当する」とあるのは「に該当する」と、同号イ中「法第三条第一項第二号の二、第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号又は第十四号に掲げる銃砲等又は刀剣類」とあるのは「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号。ハにおいて「改正法」という。）附則第二条第一項に規定する特定電磁石銃」と、「特定銃砲刀剣類等」とあるのは「単に「特定電磁石銃」と、「又はその使用人に」とあるのは「に」と、「銃砲等若しくは刀剣類」とあるのは「電磁石銃」と、「国若しくは」とあるのは「国又は」と、「、当該譲受人等に係る教習射撃場指定書若しくは練習射撃場指定書、当該譲受人等が武器等製造法の猟銃等販売事業者であることを証明する書類又は当該譲受人等に係る銃砲刀剣類製造等届出書（以下「証明書類」と総称する」とあるのは「（以下「証明書類」という」と、「（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）の」とあるのは「の」と、「又は業務の」とあるのは「の」と、「当該特定銃砲刀剣類等」とあるのは「当該特定電磁石銃」と、同号ロ中「特定銃砲刀剣類等」とあるのは「特定電磁石銃」と、「又は業務の」とあるのは「の」と、「又はその使用人である」とあるのは「である」と、「（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）により」とあるのは「により」と、同号ハ中「三年を経過する日前」とあるのは「改正法の施行の日から起算して六月を経過する日までの間」と、「特定銃砲刀剣類等」とあるのは「特定電磁石銃」と、「又は業務の」とあるのは「の」と、「又はその使用人である」とあるのは「である」と、「（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）により」とあるのは「により」と、同条第二号中「銃砲等又は刀剣類」とあるのは「特定電磁石銃」と読み替えるものとする。

（様式に関する経過措置）

第九条　この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府令第三号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の二第一項の規定に基づき、指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年一月二十四日

内閣総理大臣　石破　茂

指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和三十七年総理府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類）	（射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類）
第二条　射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。	**第二条**　［同上］
一　散弾銃射撃場（散弾銃又はライフル銃を用いて散弾によつて射撃を行う施設）	一　散弾銃射撃場（散弾銃を用いて散弾によつて射撃を行う施設）

二　ライフル射撃場（空気銃を用いて射撃を行う施設又は散弾銃、散弾銃以外の滑腔銃若しくはライフル銃を用いて単弾によつて射撃を行う施設） ［三・四　略］	二　ライフル射撃場（ライフル銃若しくは空気銃を用いて射撃を行う施設又は散弾銃若しくは散弾銃以外の滑腔銃を用いて単弾によつて射撃を行う施設） ［三・四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号）の施行の日（令和七年三月一日）から施行する。

○内閣府令第四号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第五十条の二第一項の規定により読み替えて適用される同法第十七条第一項、第二十四条第四項及び第二十五条第四項の規定に基づき、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年一月二十四日

内閣総理大臣　石破　茂

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（［　］で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（無許可譲受数量） **第四条**　法第十七条第一項第三号の規定による無許可で譲り受けることができる猟銃用火薬類等の数量は、登録若しくは鳥獣を捕獲することの許可の有効期間（当該許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証に記載されている有効期間）又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間（当該事業を実施する都道府県等が法人の場合にあつては、指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証に記載されている実施期間）につき、無煙火薬若しくは黒色猟用火薬合計六百グラム以下、銃用雷管三百個（このうちライフル実包用雷管については五十個）以下又は実包三百個（このうちライフル実包については五十個）以下とする。	（無許可譲受数量） **第四条**　法第十七条第一項第三号の規定による無許可で譲り受けることができる猟銃用火薬類等の数量は、登録若しくは鳥獣を捕獲することの許可の有効期間（当該許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証に記載されている有効期間）又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間（当該事業を実施する都道府県等が法人の場合にあつては、指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証に記載されている実施期間）につき、無煙火薬若しくは黒色猟用火薬合計六百グラム以下、銃用雷管三百個（このうちライフル銃用雷管については五十個）以下又は実包三百個（このうちライフル銃用実包については五十個）以下とする。

別記様式第２号（第３条関係）

猟銃用火薬類等譲受許可申請書

年　月　日

公安委員会殿

申請人	住所						
	ふりがな						
	氏名						
	生年月日	年　月　日					
	電話番号						
火薬類	種類	実包	空包	銃用雷管	無煙火薬	黒色猟用火薬	
	名称						
	数量	個	個	個	グラム	グラム	
銃の種類及び適合実包（空包）	種類		適合実包（空包）				
現に保有している火薬類の数量							
許可証等の番号	□銃の所持許可証 □技能検定通知書 □教習資格認定証　第　号 □練習資格認定証 □銃の登録証						
譲受目的							
譲受期間	年　月　日から　年　月　日まで						
貯蔵又は保管する場所							
消費計画	※火薬類の消費（購入）計画について、別紙を作成すること。						

備考　［削る。］

1　現に保有している火薬類の数量欄には、許可申請時点において火薬庫外貯蔵している許可申請に係る火薬類の種類、名称（銃用雷管、無煙火

別記様式第１号（第２条関係）

猟銃用火薬類等譲渡許可申請書

年　月　日

公安委員会殿

申請人	住所					
	ふりがな					
	氏名					
	生年月日	年　月　日				
	電話番号					
火薬類	種類	実包	空包	銃用雷管	無煙火薬	黒色猟用火薬
	名称					
	数量	個	個	個	グラム	グラム
譲渡目的						
譲渡期日（期間）	年　月　日（年　月　日から年　月　日まで）					
譲渡火薬類の所在場所						
譲渡の相手方	住所 氏名					
	譲受許可の有無					
	銃の種類適合実包（空包）	種類		適合実包（空包）		
	勤務先電話番号					

備考　［削る。］

1　譲渡期間は、１年を超えないこと。

2　譲渡の相手方が火薬類の販売業者であるときは、その屋号又は商号も記載すること。

3　譲受許可の有無欄には、許可を受けているときは許可証の番号、許可を受けていないときはその理由を記載すること。

4　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第２号（第３条関係）

猟銃用火薬類等譲受許可申請書

年　月　日

公安委員会殿

申請人	住所						
	ふりがな						
	氏名						
	生年月日	年　月　日					
	電話番号						
火薬類	種類	実包	空包	銃用雷管	無煙火薬	黒色猟用火薬	
	名称						
	数量	個	個	個	グラム	グラム	
銃の種類及び適合実包（空包）	種類		適合実包（空包）				
現に保有している火薬類の数量							
許可証等の番号	□銃の所持許可証 □技能検定通知書 □教習資格認定証　第　号 □練習資格認定証 □銃の登録証						
譲受目的							
譲受期間	年　月　日から　年　月　日まで						
貯蔵又は保管する場所							
消費計画	※火薬類の消費（購入）計画について、別紙を作成すること。						

備考　1　実包欄及び空包欄には、ライフル銃以外の猟銃用のものにあつてはその番径、ライフル銃用又は拳銃用のものにあつてはその名称を記載すること。

別記様式第１号（第２条関係）

猟銃用火薬類等譲渡許可申請書

年　月　日

公安委員会殿

申請人	住所					
	ふりがな					
	氏名					
	生年月日	年　月　日				
	電話番号					
火薬類	種類	実包	空包	銃用雷管	無煙火薬	黒色猟用火薬
	名称					
	数量	個	個	個	グラム	グラム
譲渡目的						
譲渡期日（期間）	年　月　日（年　月　日から年　月　日まで）					
譲渡火薬類の所在場所						
譲渡の相手方	住所 氏名					
	譲受許可の有無					
	銃の種類適合実包（空包）	種類		適合実包（空包）		
	勤務先電話番号					

備考　1　実包欄及び空包欄には、ライフル銃以外の猟銃用のものにあつてはその番径、ライフル銃用又は拳銃用のものにあつてはその名称を記載すること。

2　譲渡期間は、１年を超えないこと。

3　譲渡の相手方が火薬類の販売業者であるときは、その屋号又は商号も記載すること。

4　譲受許可の有無欄には、許可を受けているときは許可証の番号、許可を受けていないときはその理由を記載すること。

5　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙

許可申請に係る種類の火薬類の消費（購入）計画			
予定時期	予定数量	予定場所	備　　考

備考　1　予定時期欄には、許可申請に係る火薬類の消費又は購入の予定時期を記載すること。
2　予定数量欄には、消費又は購入する予定の火薬類の種類及び数量並びにその事由を記載すること。
3　予定場所欄には、消費又は購入する指定射撃場、銃砲店等の名称その他消費又は購入することとなる場所を記載すること。
4　備考欄には、無許可製造、無許可消費その他消費又は購入することとなる理由を記載すること。
5　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙

許可申請に係る種類の火薬類の消費（購入）計画			
予定時期	予定数量	予定場所	備　　考

備考　1　予定時期欄には、許可申請に係る火薬類の消費又は購入の予定時期を記載すること。
2　予定数量欄には、消費又は購入する予定の火薬類の種類及び数量並びにその事由を記載すること。
3　予定場所欄には、消費又は購入する指定射撃場、銃砲店等の名称その他消費又は購入することとなる場所を記載すること。
4　備考欄には、無許可製造、無許可消費その他消費又は購入することとなる理由を記載すること。
5　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

薬及び黒色猟用火薬を除く。）及び数量を記載すること。
2　許可証等の番号欄には該当する許可証等の□内にレ印を記入し、当該許可証等の番号を記載すること。
3　譲受期間は、１年を超えないこと。
4　この申請書の提出に際しては、銃の所持許可証、技能検定通知書、教習資格認定証、練習資格認定証又は銃の登録証を提示すること。また、譲受目的が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟であるときは、同法の第一種銃猟狩猟者登録証又は許可証（許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証）を併せて提示すること。
5　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　現に保有している火薬類の数量欄には、許可申請時点において火薬庫外貯蔵している許可申請に係る火薬類の種類、名称（銃用雷管、無煙火薬及び黒色猟用火薬を除く。）及び数量を記載すること。
3　許可証等の番号欄には該当する許可証等の□内にレ印を記入し、当該許可証等の番号を記載すること。
4　譲受期間は、１年を超えないこと。
5　この申請書の提出に際しては、銃の所持許可証、技能検定通知書、教習資格認定証、練習資格認定証又は銃の登録証を提示すること。また、譲受目的が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟であるときは、同法の第一種銃猟狩猟者登録証又は許可証（許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証）を併せて提示すること。
6　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

備考　［削る。］

1　この申請書の提出に際しては、銃の所持許可証又は銃の登録証を提示すること。また、輸入目的が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟であるときは、同法の第一種銃猟狩猟者登録証又は許可証（許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証）を併せて提示すること。

2　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第７号（第９条関係）

猟銃用火薬類等輸入許可申請書

年　月　日

公安委員会殿

申請人	住所					
	ふりがな					
	氏名					
	生年月日	年　月　日				
	電話番号					
火薬類	種類	実包	空包	銃用雷管	無煙火薬	黒色猟用火薬
	名称					
	数量	個	個	個	グラム	グラム
銃の種類及び適合実包（空包）	種類		適合実包（空包）			
銃の所持許可証（登録証）の番号						
輸入目的						
輸入先						
製造年月日	年　月　日					
陸揚予定期日	年　月　日					
陸揚予定地						
貯蔵又は保管する場所						
消費又は譲渡の予定期日（期間）	年　月　日	（年　月　日から　年　月　日まで）				

備考　1　実包欄及び空包欄には、ライフル銃以外の猟銃用のものにあつてはその番径、ライフル銃用又は拳銃用のものにあつてはその名称を記載すること。

2　この申請書の提出に際しては、銃の所持許可証又は銃の登録証を提示すること。また、輸入目的が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟であるときは、同法の第一種銃猟狩猟者登録証又は許可証（許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証）を併せて提示すること。

3　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第７号（第９条関係）

猟銃用火薬類等輸入許可申請書

年　月　日

公安委員会殿

申請人	住所					
	ふりがな					
	氏名					
	生年月日	年　月　日				
	電話番号					
火薬類	種類	実包	空包	銃用雷管	無煙火薬	黒色猟用火薬
	名称					
	数量	個	個	個	グラム	グラム
銃の種類及び適合実包（空包）	種類		適合実包（空包）			
銃の所持許可証（登録証）の番号						
輸入目的						
輸入先						
製造年月日	年　月　日					
陸揚予定期日	年　月　日					
陸揚予定地						
貯蔵又は保管する場所						
消費又は譲渡の予定期日（期間）	年　月　日	（年　月　日から　年　月　日まで）				

別記様式第９号（第10条関係）

猟銃用火薬類等輸入届

年　　月　　日

公安委員会殿

届出人	住所					
	ふりがな					
	氏名					
	生年月日	年　　月　　日				
	電話番号					
火薬	種類	実包	空包	銃用雷管	無煙火薬	黒色無用火薬
	名称					
	数量	個	個	個	グラム	グラム
輸入許可書	番号					
	交付年月日	年　　月　　日				
積載船名						
陸揚地						
陸揚日		年　　月　　日				
貯蔵又は保管する場所						

備考　［削る。］

［1］　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙

□　年　月　日　公安委員会に提出したものと同じ。			
許可申請に係る種類の火薬類の消費（購入）計画			
予定時期	予定数量	予定場所	備考

備考　1　既に提出したものと内容に変更がない場合には、□内にレ印を記入し、当該計画書の提出日を記入すること。

2　予定時期欄には、許可申請に係る火薬類の消費又は購入の予定時期を記載すること。

3　予定数量欄には、消費又は購入する予定の火薬類の種類及び数量並びにその事由を記載すること。

4　予定場所欄には、消費又は購入する指定射撃場、銃砲店等の名称その他消費又は購入することとなる場所を記載すること。

5　備考欄には、無許可製造、無許可消費その他消費又は購入することとなる理由を記載すること。

6　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第９号（第10条関係）

猟銃用火薬類等輸入届

年　　月　　日

公安委員会殿

届出人	住所					
	ふりがな					
	氏名					
	生年月日	年　　月　　日				
	電話番号					
火薬	種類	実包	空包	銃用雷管	無煙火薬	黒色無用火薬
	名称					
	数量	個	個	個	グラム	グラム
輸入許可書	番号					
	交付年月日	年　　月　　日				
積載船名						
陸揚地						
陸揚日		年　　月　　日				
貯蔵又は保管する場所						

備考　1　実包欄及び空包欄には、ライフル銃以外の猟銃用のものにあつてはその番径、ライフル銃用又は拳銃用のものにあつてはその名称を記載すること。

2　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙

□　年　月　日　公安委員会に提出したものと同じ。			
許可申請に係る種類の火薬類の消費（購入）計画			
予定時期	予定数量	予定場所	備考

備考　1　既に提出したものと内容に変更がない場合には、□内にレ印を記入し、当該計画書の提出日を記入すること。

2　予定時期欄には、許可申請に係る火薬類の消費又は購入の予定時期を記載すること。

3　予定数量欄には、消費又は購入する予定の火薬類の種類及び数量並びにその事由を記載すること。

4　予定場所欄には、消費又は購入する指定射撃場、銃砲店等の名称その他消費又は購入することとなる場所を記載すること。

5　備考欄には、無許可製造、無許可消費その他消費又は購入することとなる理由を記載すること。

6　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

備考　［削る。］

1　許可証等の番号の欄については、該当する許可証等の□内にレ印を記入し、当該許可証等の番号を記載すること。

2　この申請書の提出に際しては、銃の所持許可証、練習資格認定証又は銃の登録証を提示すること。また、消費目的が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟であるときは、同法の第一種銃猟狩猟者登録証又は許可証（許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証）を併せて提示すること。

3　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第10号（第11条関係）

猟銃用火薬類等消費許可申請書

年　月　日

公安委員会殿

申請人	住所					
	ふりがな					
	氏名					
	生年月日	年　月　日				
	電話番号					
火薬類	種類	実包	空包	銃用雷管	無煙火薬	黒色猟用火薬
	名称					
	数量	個	個	個	グラム	グラム
銃の種類及び適合実包（空包）	種類		適合実包（空包）			
許可証等の番号	□銃の所持許可証 □練習資格認定証　第　号 □銃の登録証					
消費目的						
消費計画	※火薬類の消費（購入）計画欄について、別紙を作成すること。					
消費期日（期間）	年　月　日	（年　月　日から 年　月　日まで）				
特に無許可消費数量を超えて消費する理由及び危険予防の方法						

備考　1　実包欄及び空包欄には、ライフル銃以外の猟銃用のものにあつてはその番径、ライフル銃用又は拳銃用のものにあつてはその名称を記載すること。

2　許可証等の番号の欄については、該当する許可証等の□内にレ印を記入し、当該許可証等の番号を記載すること。

3　この申請書の提出に際しては、銃の所持許可証、練習資格認定証又は銃の登録証を提示すること。また、消費目的が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟であるときは、同法の第一種銃猟狩猟者登録証又は許可証（許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証）を併せて提示すること。

4　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第10号（第11条関係）

猟銃用火薬類等消費許可申請書

年　月　日

公安委員会殿

申請人	住所					
	ふりがな					
	氏名					
	生年月日	年　月　日				
	電話番号					
火薬類	種類	実包	空包	銃用雷管	無煙火薬	黒色猟用火薬
	名称					
	数量	個	個	個	グラム	グラム
銃の種類及び適合実包（空包）	種類		適合実包（空包）			
許可証等の番号	□銃の所持許可証 □練習資格認定証　第　号 □銃の登録証					
消費目的						
消費計画	※火薬類の消費（購入）計画欄について、別紙を作成すること。					
消費期日（期間）	年　月　日	（年　月　日から 年　月　日まで）				
特に無許可消費数量を超えて消費する理由及び危険予防の方法						

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別紙

□　年　月　日　公安委員会に提出したものと同じ。			
許可申請に係る種類の火薬類の消費（購入）計画			
予定時期	予定数量	予定場所	備　考

備考　1　既に提出したものと内容に変更がない場合には、□内にレ印を記入し、当該計画書の提出日を記入すること。
2　予定時期欄には、許可申請に係る火薬類の消費又は購入の予定時期を記載すること。
3　予定数量欄には、消費又は購入する予定の火薬類の種類及び数量並びにその事由を記載すること。
4　予定場所欄には、消費又は購入する指定射撃場、銃砲店等の名称その他消費又は購入することとなる場所を記載すること。
5　備考欄には、無許可製造、無許可消費その他消費又は購入することとなる理由を記載すること。
6　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙

□　年　月　日　公安委員会に提出したものと同じ。			
許可申請に係る種類の火薬類の消費（購入）計画			
予定時期	予定数量	予定場所	備　考

備考　1　既に提出したものと内容に変更がない場合には、□内にレ印を記入し、当該計画書の提出日を記入すること。
2　予定時期欄には、許可申請に係る火薬類の消費又は購入の予定時期を記載すること。
3　予定数量欄には、消費又は購入する予定の火薬類の種類及び数量並びにその事由を記載すること。
4　予定場所欄には、消費又は購入する指定射撃場、銃砲店等の名称その他消費又は購入することとなる場所を記載すること。
5　備考欄には、無許可製造、無許可消費その他消費又は購入することとなる理由を記載すること。
6　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号）の施行の日（令和七年三月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

２　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

省　令

○農林水産省令第一号

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十二号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和七年一月二十四日

農林水産大臣　江藤　拓

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（農用地区域の変更に係る書面） **第五条の四**　法第十三条第五項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　農業振興地域内における農用地区域以外の区域内の土地を新たに農用地区域として定めること、農用地区域内にある農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三十二条第一項第一号に該当する農地の農業上の利用の増進その他の法第十三	（新設）

条第五項に規定する除外目的変更が法第三条の二第二項第三号に規定する都道府県面積目標に及ぼす影響を緩和するために市町村が講じようとする措置

二　法第十三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち農用地区域の変更に係る状況及び将来の見通し並びに農業生産の基盤の整備及び開発並びに農用地の保全の状況

三　前二号に掲げるもののほか、法第十三条第五項に規定する同意をするかどうかの判断に必要な事項

（指定の基準）

第三十七条の三　（略）

２　農林水産大臣は、次に掲げる要件の全てを満たす申請市町村を、令第十三条の三第二項第二号に掲げる基準に適合すると認めるものとする。

一　申請市町村が行つた過去五年間における次のイからホまでに掲げる事務の処理若しくは行為がそれぞれイからホまでに定める要件を満たしていること又は当該事務の処理若しくは行為が当該要件を満たしていない場合には、申請市町村が当該事務の処理若しくは行為について違反の是正若しくは改善を図つており、かつ、面積目標の達成に向けて農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策に取り組んでいると認められること。

イ　申請市町村が地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより法第十五条の二第一項又は農地法第四条第一項及び第五条第一項の許可に係る事務を処理することとされている場合における当該事務の処理　法、令及びこの省令又は農地法、農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）及び農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）に違反したことがないこと。

ロ～ホ　（略）

二　（略）

（指定の基準）

第三十七条の三　（略）

２　農林水産大臣は、次に掲げる要件の全てを満たす申請市町村を、令第十三条の三第二項第二号に掲げる基準に適合すると認めるものとする。

一　申請市町村が行つた過去五年間における次のイからホまでに掲げる事務の処理若しくは行為がそれぞれイからホまでに定める要件を満たしていること又は当該事務の処理若しくは行為が当該要件を満たしていない場合には、申請市町村が当該事務の処理若しくは行為について違反の是正若しくは改善を図つており、かつ、面積目標の達成に向けて農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策に取り組んでいると認められること。

イ　申請市町村が地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより法第十五条の二第一項又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項及び第五条第一項の許可に係る事務を処理することとされている場合における当該事務の処理　法、令及びこの省令又は農地法、農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）及び農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）に違反したことがないこと。

ロ～ホ　（略）

二　（略）

（農地法施行規則の一部改正）

第二条　農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（使用人）	（使用人）
第七条　法第二条第三項第四号の農林水産省令で定める使用人は、その法人の使用人であつて、当該法人の行う農業（同項第一号に規定する農業をいう。次条、第九条、第十一条第一項第八号ホ、チ及びリ、第五十九条第七号、第十一号、第十二号並びに第十三号ロ及びハ並びに付録第一及び付録第二において同じ。）に関する権限及び責任を有する者とする。	**第七条**　法第二条第三項第四号の農林水産省令で定める使用人は、その法人の使用人であつて、当該法人の行う農業（同項第一号に規定する農業をいう。次条、第九条、第十一条第一項第八号ホ、チ及びリ、第五十九条第七号、第十号、第十一号並びに第十二号ロ及びハ並びに付録第一及び付録第二において同じ。）に関する権限及び責任を有する者とする。
（農作業に従事する日数） **第八条**　法第二条第三項第四号の農林水産省令で定める日数は、六十日（理事等（同項第三号に規定する理事等をいう。以下同じ。）又は使用人（同項第四号に規定する使用人をいう。第十一条第一項第六号、第五十九条第十三号ニ及び第百一条第二号を除き、以下同じ。）がその法人の行う農業に年間従事する日数の二分の一を超える日数のうち最も少ない日数が六十日未満のときは、その日数）とする。	（農作業に従事する日数） **第八条**　法第二条第三項第四号の農林水産省令で定める日数は、六十日（理事等（同項第三号に規定する理事等をいう。以下同じ。）又は使用人（同項第四号に規定する使用人をいう。第十一条第一項第六号、第五十九条第十二号ニ及び第百一条第二号を除き、以下同じ。）がその法人の行う農業に年間従事する日数の二分の一を超える日数のうち最も少ない日数が六十日未満のときは、その日数）とする。
（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請） **第十条**　（略） ２　令第一条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～三　（略） 四　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十六条の三第一項に規定する認定経営発展法人（第五十七条の四第二項第六号及び第五十九条第九	（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請） **第十条**　（略） ２　令第一条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～三　（略） （新設）

号において単に「認定経営発展法人」という。）から権利を取得しようとする場合には、同法第十六条の二第二項第五号イ及びロに掲げる事項として当該権利の設定又は移転について同条第一項又は同法第十六条の三第一項の認定を受けている認定発展計画（同条第三項に規定する認定発展計画をいう。第五十七条の四第二項第六号において同じ。）の写し

五～十一　（略）

（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請書の記載事項）

第十一条　令第一条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四　（略）

五　権利を取得しようとする者又はその世帯員等についての次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　これらの者の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びにその他の農業に関する法令の遵守の状況その他の農業に関する考慮すべき事項

六　所有権が取得される場合（令第二条第一項第一号又は第二項に規定する相当の事由がある場合を除く。）には、所有権を取得しようとする者の国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいい、中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）及び特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に規定する特別永住者をいう。以下同じ。）にあつては、在留資格（出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。）又は特別永住者である旨を含む。以下同じ。）（中長期在留者にあつては在留期間（同条第三項に規定する在留期間をいう。以下この号において同じ。）及び当該在留期間の満了の日を含み、法人にあつてはその設立に当たつて準拠した法令を制定した国並びに理事等（構造改革特別区域法第二十四条第一項の規定の適用を受けて所有権を取得しようとする法人にあつては、役員）及び第十七条に規定する使用人（第五十九条第十三号ニ及び第百一条第二号において単に「使用人」という。）の氏名、住所及び国籍等）

七　（略）

八　権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　農地所有適格法人の構成員の氏名又は名称及びその有する議決権

十一～十五　（略）

2　次のいずれかに該当する場合には、令第一条の農林水産省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第四号まで及び第十五号に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　前条第二項第八号に規定する場合

第十三条　（略）

2　前条第一項の規定により届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類にあつては、権利を取得する農地中間管理機構が、農業経営基盤強化促進法第八条

四～十　（略）

（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請書の記載事項）

第十一条　令第一条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四　（略）

五　権利を取得しようとする者又はその世帯員等についての次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　これらの者の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

六　所有権が取得される場合（令第二条第一項第一号又は第二項に規定する相当の事由がある場合を除く。）には、所有権を取得しようとする者の国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいい、中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）及び特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に規定する特別永住者をいう。以下同じ。）にあつては、在留資格（出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。）又は特別永住者である旨を含む。以下同じ。）（法人にあつては、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国並びに理事等（構造改革特別区域法第二十四条第一項の規定の適用を受けて所有権を取得しようとする法人にあつては、役員）及び第十七条に規定する使用人（第五十九条第十三号ニ及び第百一条第二号において単に「使用人」という。）の氏名、住所及び国籍等）

七　（略）

八　権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　農地所有適格法人の構成員の氏名又は名称及びその有する議決権

ハ～リ　（略）

九・十　（削る。）

十一　権利を取得しようとする者又はその世帯員等が権利の取得後においてその耕作又は養畜の事業に供する農地及び採草放牧地の面積

十二～十六　（略）

2　次のいずれかに該当する場合には、令第一条の農林水産省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第四号まで及び第十六号に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　前条第二項第七号に規定する場合

第十三条　（略）

2　前条第一項の規定により届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類にあつては、権利を取得する農地中間管理機構が、農業経営基盤強化促進法（昭和

第一項又は第九条第一項の承認を受けた後初めて当該農業委員会に前条第一項の届出書を提出する場合に限り添付するものとする。

一～四　（略）

3　（略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請）

第五十七条の四　（略）

2　法第五条第三項において準用する法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～五　（略）

六　認定経営発展法人から権利を取得しようとする場合には、農業経営基盤強化促進法第十六条の二第二項第五号イ及びロに掲げる事項として当該権利の設定又は移転について同条第一項又は第十六条の三第一項の認定を受けている認定発展計画の写し

七　（略）

第五十九条　法第六条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～八　（略）

九　認定経営発展法人にあつては、農業経営基盤強化促進法第十六条の五に規定する提携事業者に該当する株主の氏名又は名称

十～十四　（略）

（農地中間管理権の設定に関する裁定の申請手続）

第八十一条　法第三十七条の規定による裁定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

一～四　（略）

五　当該申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第二項第一号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

六・七　（略）

五十五年法律第六十五号）第八条第一項又は第九条第一項の承認を受けた後初めて当該農業委員会に前条第一項の届出書を提出する場合に限り添付するものとする。

一～四　（略）

3　（略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請）

第五十七条の四　（略）

2　法第五条第三項において準用する法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～五　（略）

（新設）

六　（略）

第五十九条　法第六条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～八　（略）

（新設）

九～十三　（略）

（農地中間管理権の設定に関する裁定の申請手続）

第八十一条　法第三十七条の規定による裁定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

一～四　（略）

（新設）

五・六　（略）

2　法第三十七条の規定による裁定の申請は、農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第二項第一号に規定する基準に適合すると認められる農地から順次するものとする。

（所有者等を確知することができない場合における利用権の設定に関する裁定の申請手続）

第八十五条　法第四十一条第一項の規定による裁定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

一～三　（略）

四　当該申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第二項第一号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

五・六　（略）

2　法第四十一条第一項の規定による裁定の申請は、農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第二項第一号に規定する基準に適合すると認められる農地から順次するものとする。

（命令書の記載事項）

第九十九条　法第五十一条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　第二号の履行期限までに正当な理由がなくて原状回復等の措置を講ずべき旨の命令に従わなかつたときは、法第五十一条第三項の規定によりその旨及び当該命令に係る土地の地番その他必要な事項を都道府県知事等が公表することがある旨

五　法第五十一条第四項第一号に該当すると認められるときは、同項の規定により原状回復等の措置の全部又は一部を都道府県知事等が自ら講ずることがある旨及び当該原状回復等の措置に要した費用を徴収することがある旨

（新設）

（所有者等を確知することができない場合における利用権の設定に関する裁定の申請手続）

第八十五条　法第四十一条第一項の規定による裁定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

一～三　（略）

（新設）

四・五　（略）

（新設）

（命令書の記載事項）

第九十九条　法第五十一条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

（新設）

四　法第五十一条第三項第一号に該当すると認められるときは、同項の規定により原状回復等の措置の全部又は一部を都道府県知事等が自ら講ずることがある旨及び当該原状回復等の措置に要した費用を徴収することがある旨

（原状回復等の措置に係る費用負担）

第百条　都道府県知事等は、法第五十一条第五項の規定により当該原状回復等の措置に要した費用を負担させようとする場合においては、当該違反転用者等に対し、その者に負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

別記様式（第74条関係）中「１　届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。」を削り、「２　届出者」を「届出者」に改める。

（農業経営基盤強化促進法施行規則の一部改正）

第三条　農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（農業経営改善計画の認定申請手続）	（農業経営改善計画の認定申請手続）
第十三条　（略）	**第十三条**　（略）
２　前項の様式には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	２　前項の様式には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　当該農業経営改善計画に法第十二条第六項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる書類	二　当該農業経営改善計画に法第十二条第六項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる書類
イ　（略）	イ　（略）
ロ　当該事項に係る土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。第十五条の七第二項第六号イ及び第七号イにおいて同じ。）	ロ　当該事項に係る土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
ハ～ト　（略）	ハ～ト　（略）
（農業経営改善計画の認定基準）	（農業経営改善計画の認定基準）
第十四条　法第十二条第五項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。	**第十四条**　法第十二条第五項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　（略）	一　（略）
二　その農業経営改善計画に法第十三条第二項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除く。）が法第十二条第四項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者（農地所有適格法人であるもの	二　その農業経営改善計画に法第十三条第二項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除く。）が法第十二条第四項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者（農地所有適格法人であるもの

（原状回復等の措置に係る費用負担）

第百条　都道府県知事等は、法第五十一条第四項の規定により当該原状回復等の措置に要した費用を負担させようとする場合においては、当該違反転用者等に対し、その者に負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

のに限る。）に出資をする計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。	のに限る。）に出資をする計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。
イ　（略）	イ　（略）
ロ　当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあつては、農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者以外の者（法第十三条第二項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。）を除く。ハにおいて同じ。）の有する議決権の合計が株主総会（会社法（平成十七年法律第八十六号）第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会を含む。）における総株主（当該種類株主総会にあつては、当該種類の株式の総株主）の議決権の二分の一以上となるものでないこと。	ロ　当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあつては、農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者以外の者（法第十三条第二項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。）を除く。ハにおいて同じ。）の有する議決権の合計が株主総会（会社法（平成十七年法律第八十六号）第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会を含む。）における総株主（当該種類株主総会にあつては、当該種類の株式の総株主）の議決権の二分の一以上となるものでないこと。
ハ　当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあつては、農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者以外の者の数が社員の総数の二分の一以上となるものでないこと。	ハ　当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあつては、農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者以外の者の数が社員の総数の二分の一以上となるものでないこと。
三　（略）	三　（略）
２　（略）	２　（略）
（農業経営発展計画の認定申請手続）	（新設）
第十五条の七　法第十六条の二第一項の規定により農業経営発展計画の認定を受けようとする者は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。	
２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	
一　定款の写し	
二　株主名簿の写し	
三　法第十二条第一項の認定を受けている又は受けていた期間を記した書類	

四　法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者が農業を担う者として記載されている地域計画（法第十九条第一項の地域計画をいう。以下同じ。）の写し

五　法第十六条の二第二項第二号に規定する物資又は役務の取引の相手方が法人である場合には、次に掲げるいずれかの書類

イ　その株主名簿の写し又はこれに類する書類

ロ　その総株主の議決権の百分の五以上を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者（以下このロ及び第十五条の十五第二項第四号ロにおいて「主要株主等」という。）の氏名、住所及びその有する議決権（主要株主等が法人である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及びその有する議決権）を証する書面

六　当該農業経営発展計画に法第十六条の二第二項第五号ハ又は第六号ロに掲げる事項（農地法第四条第一項の許可又は同法第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）を記載する場合には、次に掲げる書面

イ　当該事項に係る農用地の位置を示す地図及び当該農用地の登記事項証明書

ロ　当該事項に係る農用地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

ハ　当該事項に係る農用地の転用の目的に係る事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面

ニ　当該事項に係る農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があつたことを証する書面

ホ　当該事項に係る農用地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面）

七　当該農業経営発展計画に法第十六条の二第二項第六号イに掲げる事項（農地法第三条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）を記載する場合には、次に掲げる書面

イ　当該事項に係る農用地の登記事項証明書

ロ　農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第五条に規定する承認会社（以下このロ及び第十五条の九第二号チにおいて「承認会社」という。）が法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者の株主となつている場合には、当該株主が承認会社であることを証する書面及び当該株主の株主名簿の写し

八　その他参考となるべき書類

（法第十二条第一項の認定に係る期間）

第十五条の八　法第十六条の二第一項第一号の農林水産省令で定める期間は、五年とする。　（新設）

（農業経営発展計画に記載する事項）

第十五条の九　法第十六条の二第二項第七号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。　（新設）

一　当該農業経営発展計画の期間

二　法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者についての次に掲げる事項

イ　その者が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農用地の利用の状況

ロ　その者が現に行つている事業の種類及び売上高

ハ　その株主の氏名又は名称及びその有する議決権（会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式についての議決権を含む。）

ニ　その株主から当該者に対して権利を設定し、又は移転した農用地の面積
ホ　農地法第二条第三項第二号ニに掲げる者がその株主となつている場合には、当該株主が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農用地のうち、当該農地中間管理機構が当該者に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農用地の面積
ヘ　その株主の法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者の行う農業への従事状況
ト　農地法第二条第三項第二号ヘに掲げる者がその株主となつている場合には、当該株主が法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者に委託している農作業の内容
チ　承認会社がその株主となつている場合には、当該株主の株主の氏名又は名称及びその有する議決権
リ　その取締役の氏名及び住所並びに法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者の行う農業への従事状況
ヌ　その取締役又は使用人（農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）第七条に規定する使用人をいう。以下このヌ及び第四号ホ⑸において同じ。）のうち、法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者の行う農業に必要な農作業に従事する者の役職名及び氏名並びに当該者の行う農業に必要な農作業（その者が使用人である場合には、当該者の行う農業及び農作業。第四号ホ⑸において同じ。）への従事状況

三　当該農業経営発展計画に法第十六条の二第二項第五号ハに掲げる事項を記載する場合には、次に掲げる事項（同号に掲げる事項が農地法第四条第一項の許可を受けなければならないものに係るもの以外にあつては、イに限る。）

イ　転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要
ロ　転用することによつて生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

四　当該農業経営発展計画に法第十六条の二第二項第六号イに掲げる事項を記載する場合には、次に掲げる事項（同号イに掲げる事項が農地法第三条第一項の許可を受けなければならないものに係るもの以外にあつては、ホ⑵から⑸までに限る。）

イ　農用地についての権利の設定又は移転の当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
ロ　同号に掲げる事項に係る農用地の所有者の氏名又は名称
ハ　同号に掲げる事項に係る農用地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びにその設定を受けている者の氏名又は名称
ニ　農用地について権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容
ホ　法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者についての次に掲げる事項

⑴　その者の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況その他考慮すべき事項
⑵　権利の取得後における事業計画
⑶　権利の取得後におけるその株主の法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者の行う農業への従事計画
⑷　権利の取得後におけるその取締役の法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者の行う農業への従事計画

(5)　権利の取得後におけるその取締役又は使用人のうち、法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者の法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者の行う農業に必要な農作業への従事計画

ヘ　農用地について所有権が取得される場合には、次に掲げる事項

(1)　法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者の設立に当たつて準拠した法令を制定した国並びに取締役及び農地法施行規則第十七条に規定する使用人の氏名、住所及び国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいい、中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）及び特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に規定する特別永住者をいう。以下この(1)において同じ。）にあつては、在留資格（出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。）又は特別永住者である旨を含む。(2)において同じ。）

(2)　法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者の総株主の議決権の百分の五以上を有する株主（以下この(2)において「主要株主」という。）の氏名、住所及び国籍等（主要株主が法人である場合には、その名称、設立に当たつて準拠した法令を制定した国及び主たる事務所の所在地）

ト　信託の引受けにより農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利が取得される場合には、当該信託契約の内容

チ　農用地について所有権以外の使用及び収益を目的とする権利に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、その事由

リ　法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者の農用地についての権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響

五　当該農業経営発展計画に法第十六条の二第二項第六号ロに掲げる事項を記載する場合には、次に掲げる事項（同号ロに掲げる事項が農地法第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るもの以外にあつては、ホに限る。）

イ　農用地についての権利の設定又は移転の当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

ロ　当該事項に係る農用地の所有者の氏名又は名称

ハ　当該事項に係る農用地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びにその設定を受けている者の氏名又は名称

ニ　農用地について権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

ホ　転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要

ヘ　転用することによつて生ずる付近の農用地、作物等の被害の防除施設の概要

六　その他参考となるべき事項

（農業経営の健全な発展に資するものとされる要件）

第十五条の十　法第十六条の二第三項第二号の農林水産省令で定める要件は、同条第二項第二号に規定する物資又は役務の取引の相手方が次のいずれかに該当する者であることとする。

一　次のいずれかに該当する事業を営む者（以下この条において「食品事業者」という。）

イ　農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業（製造され又は加工されたものが飲食の用に供されるもの（以下この号において「農畜産物加工品」という。）である事業に限る。）

ロ　農畜産物（飲食の用に供されるものに限る。ハにおいて同じ。）又は農畜産物加工品の流通又は販売の事業

ハ　農畜産物、農畜産物加工品又はこれらを材料として調理されたものの提供の事業

二　農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第五条に規定する承認組合であつて、以下のいずれかに該当する者が当該承認組合の農林漁業法人等投資育成事業（同法第二条第二項に規定する農林漁業法人等投資育成事業をいう。）の実施において主導的な役割を果たすもの

イ　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者であつて、一般社団法人全国地方銀行協会（昭和二十五年三月十一日に社団法人地方銀行協会という名称で設立された法人をいう。）若しくは一般社団法人第二地方銀行協会（昭和二十年十月一日に社団法人全国無尽協会という名称で設立された法人をいう。）の会員であるもの（以下この号において「地方銀行」という。）、地方銀行の子会社（同条第八項に規定する子会社をいう。以下このイにおいて同じ。）又は地方銀行を子会社とする銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）

ロ　信用金庫、信用協同組合又はこれらの子会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第五項に規定する子会社をいい、同項において子会社とみなされるものを含む。以下この号において同じ。）

ハ　食品事業者又は食品事業者を子会社とする会社（食品事業者であるその子会社の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超える会社に限る。）

（農業経営発展計画の認定基準）

第十五条の十一　法第十六条の二第三項第四号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第十六条の二第二項第四号に掲げる措置が継続的に講じられると見込まれること。

二　法第十六条の二第二項第二号に規定する物資又は役務の取引の相手方が前条第一号に該当する者である場合にあつては、法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者と物資又は役務の取引を行つた相当程度の実績があること。

（認定をした旨の通知の手続）

第十五条の十二　法第十六条の二第九項の規定による都道府県知事等及び同意市町村への通知は、当該認定に係る書面の写しを送付してするものとする。

（農業経営発展計画の軽微な変更）

第十五条の十三　法第十六条の三第一項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　認定経営発展法人（法第十六条の三第一項に規定する認定経営発展法人をいう。以下同じ。）の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更

二　法第十六条の二第二項第五号イに掲げる事項の変更

（新設）

（新設）

（新設）

三　法第十六条の二第二項第五号ロに掲げる事項の変更のうち、次に掲げる場合に係るもの

イ　農地法第三条第一項第十一号又は第五条第一項第五号に掲げる場合

ロ　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第二十五条第二項の規定により農地法第五条第一項の許可があつたものとみなされる場合

ハ　大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十四条第一項又は第三項の規定により農地法第五条第一項の許可があつたものとみなされる場合

ニ　農地法施行規則第十五条第四号、第七号、第九号若しくは第十一号から第十三号まで又は第五十三条第六号から第十号まで、第十二号若しくは第十四号から第二十号までに掲げる場合

四　法第十六条の二第二項第五号ハに掲げる事項の変更のうち、次に掲げる場合に係るもの

イ　農地法第四条第一項第一号に掲げる場合

ロ　東日本大震災復興特別区域法第二十五条第一項の規定により農地法第四条第一項の許可があつたものとみなされる場合

ハ　大規模災害からの復興に関する法律第十四条第一項又は第三項の規定により農地法第四条第一項の許可があつたものとみなされる場合

ニ　農地法施行規則第二十九条第十二号又は第二十号に掲げる場合

五　法第十六条の二第二項第六号に掲げる事項の変更のうち、次に掲げる場合に係るもの

イ　農地法第三条第一項第十四号（信託の終了に係る部分に限る。）又は第十四号の三に掲げる場合

ロ　東日本大震災復興特別区域法第二十五条第二項の規定により農地法第五条第一項の許可があつたものとみなされる場合

ハ　大規模災害からの復興に関する法律第十四条第一項又は第三項の規定により農地法第五条第一項の許可があつたものとみなされる場合

ニ　農地法施行規則第十五条第五号（包括遺贈に係る部分に限る。）又は第五十三条第十九号に掲げる場合

六　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる変更その他の農業経営発展計画の内容の実質的な変更を伴わないと認められる変更

イ　法第十六条の二第二項第五号ロに掲げる事項としてその認定発展計画（法第十六条の三第三項に規定する認定発展計画をいう。以下同じ。）に記載された農用地についての権利が設定又は移転された後に、当該事項に係る記載を削除する変更

ロ　法第十六条の二第二項第五号ハに掲げる事項としてその認定発展計画に記載された農地が転用された後に、同号ハに掲げる事項から当該転用に係る記載を削除する変更

ハ　法第十六条の二第二項第六号に掲げる事項としてその認定発展計画に記載された農用地についての権利が取得された後に、同号に掲げる事項から当該権利の取得に係る記載を削除する変更

（認定の取消しをした旨の通知の手続）

第十五条の十四　法第十六条の三第四項の規定による都道府県知事等及び同意市町村への通知は、当該認定の取消しに係る書面の写しを送付してするものとする。

（新設）

（実施状況等の報告）

第十五条の十五　法第十六条の六第一項の規定による報告は、毎事業年度の終了後三月以内に、次条に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2　前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款の写し

二　株主名簿の写し

三　認定経営発展法人が農業を担う者として記載されている地域計画の写し

四　提携事業者が法人である場合には、次に掲げるいずれかの書類

イ　その株主名簿の写し又はこれに類する書類

ロ　主要株主等の氏名、住所及びその有する議決権（主要株主等が法人である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及びその有する議決権）を証する書面

五　その他参考となるべき書類

第十五条の十六　法第十六条の六第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十六条の二第二項第一号に掲げる目標の達成状況

二　提携事業者から受けている出資の状況

三　その他参考となるべき事項

（地域計画の記載事項）

第十七条　地域計画には、同条第三項の農業を担う者であつて、令第六条第一項に規定する期間につき農業経営を営むこと又は委託を受けて農作業を行うことが見込まれるものの氏名又は名称を記載するものとする。

（農用地区域設定の要請）

第二十条の九　法第二十二条の八第一項の規定による要請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した要請書を同意市町村に提出しなければならない。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

（地域計画の記載事項）

第十七条　法第十九条第一項の地域計画には、同条第三項の農業を担う者であつて、令第六条第一項に規定する期間につき農業経営を営むこと又は委託を受けて農作業を行うことが見込まれるものの氏名又は名称を記載するものとする。

（農用地区域設定の要請）

第二十条の九　法第二十二条の七第一項の規定による要請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した要請書を同意市町村に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　当該要請に係る農用地につき法第二十二条の八第一項の権利を有する者がある場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びにその権利の表示

2　前項の要請書には、法第二十二条の八第一項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

（農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第四条　農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（投資育成会社が取得する農地所有適格法人の持分又は株式の要件） **第六条**　投資育成会社（地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものを除く。）が事業計画の承認を受けようとするとき（法第三条第二項第二号に規定する農林漁業法人等に法第二条第一項第一号に掲げる法人が含まれるときに限る。）においては、当該投資育成会社が取得する農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人の持分又は株式に係る議決権の合計は、当該農地所有適格法人の総出資者又は株主総会（会社法（平成十七年法律第八十六号）第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会を含む。）における総株主（当該種類株主総会にあつては、当該種類の株式の総株主）の議決権の百分の五十以上となつてはならない。	（投資育成会社又は投資育成組合が取得する法第二条第一項第一号に掲げる法人の持分又は株式の要件） **第六条**　投資育成会社又は投資育成組合が事業計画の承認を受けようとするとき（法第三条第二項第二号に規定する農林漁業法人等に法第二条第一項第一号に掲げる法人が含まれるときに限る。）においては、当該投資育成会社又は当該投資育成組合が取得する当該法人の持分又は株式（新株予約権の目的となる株式を含む。以下同じ。）に係る議決権の合計は、当該法人の総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）をいう。）の百分の五十を超えてはならない。

（農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（農用地利用集積等促進計画の作成等） **第十二条**　（略） 2　農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用集積等促進計画の認可を受けようとするときは、当該農用地利用集積等促進計画に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。 一　次に掲げる事項（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受ける場合にあっては、ヘに掲げる事項）を記載した書類 イ　賃借権の設定等を受ける者についての次に掲げる事項 (1)　（略） (2)　その者の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びに農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の農業に関する法令の遵守の状況その他考慮すべき事項 ロ　賃借権の設定等を受ける者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項 (1)　（略） (2)　農地所有適格法人の構成員の氏名又は名称及びその有する議決権（会社法（平成十七年法律第八十六号）第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式についての議決権を含む。）	（農用地利用集積等促進計画の作成等） **第十二条**　（略） 2　農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用集積等促進計画の認可を受けようとするときは、当該農用地利用集積等促進計画に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。 一　次に掲げる事項（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受ける場合にあっては、へに掲げる事項）を記載した書類 イ　賃借権の設定等を受ける者についての次に掲げる事項 (1)　（略） (2)　その者の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況 ロ　賃借権の設定等を受ける者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項 (1)　（略） (2)　農地所有適格法人の構成員の氏名又は名称及びその有する議決権
(3)　（略） (4)　農地法第二条第三項第二号ニに掲げる者が農地所有適格法人の構成員となっている場合には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地のうち、当該農地中間管理機構がその農地所有適格法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地の面積 (5)・(6)　（略） (7)　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十六条の三第一項に規定する認定経営発展法人にあっては、同法第十六条の五に規定する提携事業者に該当する株主の氏名又は名称 (8)～(10)　（略） ハ～ヘ　（略） 二～八　（略） 3　前項の規定にかかわらず、農地中間管理機構は、次の各号に掲げる場合には、同項の農用地利用集積等促進計画にその旨を記載してそれぞれ当該各号に定める書類の添付を省略することができる。 一　現に農地中間管理機構から賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権の設定を受けている者に、当該権利に係る農用地等（以下この号において「対象農用地等」という。）について再度賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権の設定を行おうとする場合（その者が賃借権の設定等を受ける農用地等が対象農用地等のみである場合に限る。）　その者に係る前項第一号（イ(2)（農業に関する法令の遵守の状況に係る部分に限る。）及びロを除く。）に掲げる書類	(3)　（略） (4)　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項第二号ニに掲げる者が農地所有適格法人の構成員となっている場合には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地のうち、当該農地中間管理機構がその農地所有適格法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地の面積 (5)・(6)　（略） （新設） (7)～(9)　（略） ハ～ヘ　（略） 二～八　（略） 3　前項の規定にかかわらず、農地中間管理機構は、次の各号に掲げる場合には、同項の農用地利用集積等促進計画にその旨を記載してそれぞれ当該各号に定める書類の添付を省略することができる。 一　現に農地中間管理機構から賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権の設定を受けている者に、当該権利に係る農用地等（以下この号において「対象農用地等」という。）について再度賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権の設定を行おうとする場合（その者が賃借権の設定等を受ける農用地等が対象農用地等のみである場合に限る。）　その者に係る前項第一号（ロを除く。）に掲げる書類

二～三　（略）

四　前号に規定する農業委員会が、イからハまでに掲げる区分に応じ、賃借権の設定等を受ける者（農業経営基盤強化促進法第十九条第三項の農業を担う者に限る。以下この号において同じ。）がそれぞれ当該イからハまでに定める要件を備えることとなると認めた場合　その者に係る前項第一号（イ(2)（農業に関する法令の遵守の状況に係る部分に限る。）及びロを除く。）及び第二号に掲げる書類

イ～ハ　（略）

（都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則（平成三十年農林水産省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事業計画の記載事項） **第二条**　法第四条第二項第六号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一・二　（略） 三　認定を受けようとする者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項 イ　（略） ロ　農地所有適格法人の構成員の氏名又は名称及びその有する議決権（会社法（平成十七年法律第八十六号）第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式についての議決権を含む。） ハ～ヘ　（略） ト　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十六条の三第一項に規定する認定経営発展法人にあっては、同法第十六条の五に規定する提携事業者に該当する株主の氏名又は名称 チ～ヌ　（略）	（事業計画の記載事項） **第二条**　法第四条第二項第六号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一・二　（略） 三　認定を受けようとする者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項 イ　（略） ロ　農地所有適格法人の構成員の氏名又は名称及びその有する議決権 ハ～ヘ　（略） （新設） ト～リ　（略）

二～三　（略）

四　前号に規定する農業委員会が、イからハまでに掲げる区分に応じ、賃借権の設定等を受ける者（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第三項の農業を担う者に限る。以下この号において同じ。）がそれぞれ当該イからハまでに定める要件を備えることとなると認めた場合　その者に係る前項第一号（ロを除く。）及び第二号に掲げる書類

イ～ハ　（略）

四　（略）

五　認定を受けようとする者についての次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　その者の耕作の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況その他考慮すべき事項

六・七　（略）

2　（略）

附　則

この省令は、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。ただし、第二条中農地法施行規則第十一条第一項の改正規定（同項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる部分に限る。）、同条第二項各号列記以外の部分の改正規定及び別記様式（第74条関係）の改正規定は、公布の日から施行する。

四　（略）

五　認定を受けようとする者についての次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　その者の耕作の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

六・七　（略）

2　（略）

規　則

○国家公安委員会規則第一号

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）第十九条第二項ただし書の規定に基づき、猟銃の口径の長さの特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年一月二十四日　　国家公安委員会委員長　坂井　学

猟銃の口径の長さの特例に関する規則（昭和四十六年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第19条第2項ただし書の猟銃の口径の長さは、次に掲げるとおりとする。 1　ライフル銃（腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えないライフル銃であって、ライフル実包を発射する機能を有しないものを除く。）　12.0ミリメートル 2　ライフル銃（前項に該当するものを除く。）又はライフル銃以外の猟銃　8番 備考　表中の［　］の記載は注記である。	［同左］ 1　ライフル銃　12.0ミリメートル 2　ライフル銃以外の猟銃　8番

附　則

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号）の施行の日（令和七年三月一日）から施行する。